

開 会 午後1時

●谷沢俊一委員長 ただいまから、文教委員会を開会いたします。

報告事項でございますが、本日再審査を行う陳情第4号については、お手元に配付のとおり、1月15日付で要旨の一部に訂正がございました。また、陳情第14号の提出者からは資料の提出がございますので、お手元に配付しております。陳情第15号については、署名の追加があり、本日までの合計署名者数は7万7,967人となっております。

それでは、議事に入ります。

最初に、陳情第14号 義務教育を受ける機会が実質的に得られていない人たちへの修学保障を求める陳情を議題といたします。

陳情第14号は、本日が初審査でございますので、提出者から趣旨説明を受けるため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後1時1分

再 開 午後1時24分

---

●谷沢俊一委員長 委員会を再開いたします。質疑を行います。

●長谷川 衛委員 私から、何点か質問がありますが、まず、1点目は、前段の非常に基本的な部分をお聞きしたいと思います。

今、工藤代表から述べられました、今回の義務教育を受ける機会が実質的に得られていない人たちへの修学保障についてという問題ですが、この件については、本来、遠友塾から要望があってその一つ一つに対応していくという問題ではないのではないかと私は基本的に考えるわけです。何といたっても、教育の機会均等という立場に立つのであれば、教育委員会は、本来、教育条件整備というものを担っていく立場ですから、主体的にこの種の問題を考えていくべきであると私は思うわけです。

最初にお聞きいたします。

まず、学ぶ意欲を強く持ち続けている人たちへの教育委員会としての基本的なスタンスをお伺いします。

●加藤生涯学習部長 1点目についてお答えいたします。

これまで、さまざまなご事情により、過去に十分に学ぶ機会のなかった方がおられ、学齢期を過ぎた今なお、札幌遠友塾自主夜間中学などにおいて学ぶ意欲を持っておられることにつきましては、重く受けとめているところでございます。こうした方々の学習意欲に対して、適切にこたえていくことは極めて重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、引き続き、ここで学ばれ、さまざまな困難を抱えながら学ぶ意欲を強く持ち続けてこられた方々の思いにこたえるため、具体的にどのような取り組みを行っていくことができるか、積極的に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

●長谷川 衛委員 今は最も基本的な部分の質問でありますから、そういう面では前向きな回答をいただいたというふうに私はとらえたいと思います。

そこで、これから具体的な質問を幾つかしたいのですが、2点ほど質問させてください。

まず、1点目でありますけれども、公立夜間中学校の設置についてであります。

先ほど工藤代表からも全国の状況についてのお話がありました。現時点では、全国に35校の公立夜間中学校が設置されていて、政令都市7市において15校の設置状況というふうに聞いております。公立夜間中学校については、私も深いところまでの調査はまだ進めておりませんが、各地域においてその地域独特の歴史的な経過を踏まえながらそれぞれ独自の運営をしており、全国一律に、同じような形で夜間の公立中学校が設置されているというふうには押さえておりません。

そこで、今、教育文化会館を使い、週1回、水曜日の夜に行われておりますけれども、まず一つ

は現在の遠友塾をぜひ見ていただきたい。どれほどの方がどれほど熱心な姿勢で臨んでいるかということをごぜひ見ていただきたいと思うわけであり、そして、全国にある夜間中学校、それから、プラスして、先ほど工藤代表からもぜひ見てほしいということで具体的に学校を絞って幾つか挙げられましたけれども、私は、これらの学びたいという多くの方々に対して札幌市が誠意を見せるのであれば、やはり、実地の視察も含めて、まず1年かけてじっくりと調査をしていただきたい。じっくりというのは、ゆっくりという意味ではありません。早急に、一つ一つを目と耳でしっかりと確かめながら、そして、具体的な将来方向を展望しながら実態調査をしてもらいたい。その上で、札幌市に合った運営形態を検討して実現していく、こういう腰の据わった取り組みをすべきと私は考えるわけであり、

そして、札幌市としては、公立の夜間中学校という設置が望ましいのか、それとも、生涯教育という立場で、現在通われている方々を中心にしたニーズをしっかりと受けてさまざまな財政的支援等々を行っていくのが望ましいのか、これは、その結果の上で、議論の上で結論が出てくるだろうというふうに思うわけであり、

そこで、1点目の質問ですが、公立の夜間中学校について、他都市の実態を1年間かけて徹底調査し、その上で、いわゆる札幌方式を検討し、実現する取り組みをすべきと私は考えているわけですが、この点についての見解を伺います。

2点目は、学校教室の提供についてです。

今回の陳情でも学校教室の提供が述べられています。今、私が前段で言いましたことは、先の見通しを踏まえた上での質問でございますが、当面、現在も遠友塾は延々と続けているわけであり、そして、その中でも、先ほど話を聞いても、教材教具の問題を一つとっても現実に置く場所にすら困っている。そして、使いたい教具もまだまだたくさんあるけれども、実際には財政面を

考えて、使う教室、施設の面を考えてもなかなか困難である、こういうような話だったわけであり、私は、先ほどの基本的な姿勢に立つのであれば、本来、今受講している方々がよりよい環境で学べるような支援は、当然、札幌市が、そして教育委員会が主体的につくるべきであって、現在のような不安定な状況の中で学ぶということは教育的には決して本来の姿ではない、こういうふうに思うわけであり、

そこで、質問でありますけれども、地理的な条件も再検討しながら、1教室でも2教室でも固定的に学ぶことのできる余裕教室のある学校を提供すべきである、私は基本的にこう思うわけですが、この点についていかがか、お尋ねいたします。

以上、2点、よろしくお願いたします。

●西村学校教育部長　まず、私の方から1点目についてお答えいたします。

他都市の実態を徹底調査して、その上で札幌方式を検討し、実現に向けた取り組みをすべきというご質問でございます。

公立夜間中学の設置に当たりましては、受け入れ対象者、あるいは教育内容、場所の確保など検討、整理を要するさまざまな課題がございますことから、他都市における取り組みや運用状況を参考とするために、現在、既に公立夜間中学を設置している7政令指定都市に対して調査票による文書照会を行うとともに、各都市の取り組みについて必要に応じて聞き取りを行うなどの実態調査を進めているところでございます。今後、これら他都市等の実情を踏まえた上で、本市における課題を整理しながら、札幌市としてどのような取り組みが望ましいのか、あるいは、よりニーズにこたえられる学習機会の提供ができるか、そのあり方につきまして検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

●加藤生涯学習部長　2点目についてお答えいたします。

札幌遠友塾自主夜間中学につきましては、先ほどのようなご説明にもございましたが、現在、毎週水曜日の夜に、教育文化会館の四つの会議室を使用して講座を開いておられる状況でありますけれども、団体の皆様からは、専用的に利用できる活動場所として、例えば、学校の空き教室や廃校となった学校の教室を提供してほしいとのご要望を受けており、これまでも協議をしてきたところでございます。具体的には、大通駅を起点として4駅の範囲で、高齢者も徒歩で通いやすい地下鉄駅付近にある学校を使用したいと伺っております。このような条件に当てはまる学校につきましては、今後の児童生徒数の推移等から、外部の皆様が専用的に利用できるようなまとまった空き教室の確保は困難な状況でございますけれども、お話にありましたように、地理的な条件だとか使用形態などについて団体の皆様のご希望もよく伺いながら協議を続けてまいりたい、このように考えているところでございます。

●長谷川 衛委員 今、2点の回答がありました。それに対して、再質問ではなくて、要望をしておきます。

一つは、西村部長から答弁のあった調査の件ですが、先ほど私がお願いしましたけれども、やはり、ぜひ現地調査をしてもらいたい。そうなる、当然、予算措置が必要でありますから、予算措置をしっかりとしてもらいたいということを私は強く要望しておきたいと思っております。

それから、二つ目の教室の確保の問題ですが、交通の便のいいところで通いやすいところ、これは当然のことです。しかし、余裕教室がないから無理だということになるのであれば、これは前向きな回答にはならないのであります。私は、少なくとも、先ほど言ったように教材教具を置く場所もないわけですから、そうすると、最低限、固定できて、それらを置ける場所は今どうしても必要なのですよ。それでなければ、いい教育というのは、スタッフの方が幾ら一生懸命

にやっても限度があるのです。ですから、その辺も含めて、少し柔軟に幅広く、なおかつ固定できる、こういう要素をしっかりと踏まえた上で確保していただきたい。私はできると思っておりますから、早急にお願いします。これは要望しておきます。

最後に、再質問になりますが、先ほど来、教育委員会としては、これまで学ぶ意欲を持ち続けている人たちに対する教育の機会の提供が必要であると考えているという表明がありました。先ほど工藤代表から国勢調査の資料が出されましたが、これだけの人が修学する機会を失っている、また受けていないと。私は、今受けている方は85名でありますけれども、実際には、いざ、受けてみたいという気持ちの方を調査すれば相当な数に上るのではないかと、残念ながら条件が整っていないために、なかなか行きたくても行けない、手を挙げられない、こういう方も相当いるのではないかと、思うわけでありまして。

そこで、これに関連するのですが、ことしの春、新しい札幌大通高校が開校いたしますね。旧校舎のままですが、ことしの4月に開校すると聞いております。この間、私は、昨年の決算特別委員会の中でも新大通高校について何点か質問いたしましたけれども、この大通高校は、不登校を経験した生徒、中途退学した生徒も受け入れることを想定しているわけです。また、今まで学ぶ機会を失ってしまった、さらには、学び直したいという意欲を持っている市民に対して、年齢を問わず、学びの機会を与えるというコンセプトを持った学校であると聞いておまして、私はこのコンセプトにとっても共感しているわけでありまして。そこで、札幌大通高校は、さらに一歩進んで、このようなコンセプトの延長上として、高校段階の学びに限定することなく、学び直したいという市民に対して、より幅広い学びを提供してもいいのではないかと私は考えているわけでありまして。

そこで、質問であります。このような学び直

したいという市民に対して大通高校においてその機会を与えることについて、教育委員会としての見解を最後にお聞きしたいと思います。

●西村学校教育部長 お話のございました、もう一度学びたい、あるいは学び直したい、そういう強い意欲を持ち続けておられる方々に対して、札幌大通高校においてその機会を与えることはいかがかというご質問でございます。

委員ご指摘のとおり、札幌大通高校は、不登校を経験した生徒や中途退学した生徒、さらには、何らかの事情で青年期に高校教育の機会に恵まれなかった成人の方々など、いわゆる学びに対して強い意欲を持ち続けておられる市民の方々に対して、その多様な学習ニーズに応じて学習機会を提供することを基本理念の一つとした高校でございます。こうした基本理念を踏まえて、高校教育のみならず、幅広く学びの機会を提供することも課題の一つであるというふうに考えており、教育委員会といたしまして、その具体化につきまして今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

●長谷川 衛委員 最後に、幾つか要望させていただきます。

先ほどその部分での要望をいたしましたけれども、そのほかに、きょうは、質問に対して非常に前向きな回答をいただいたというふうに私は押さえております。その前向きな回答について、先ほども言いましたけれども、ゆっくりではなく、団体との協議を進めながら、より一日も早く具体化できるような話し合いを早期に持っていただきたい、これを要望しておきます。

それから、しつこくなりますが、遠友塾を一度見てください。教育委員会の方々、ぜひ一度見ていただきたい。

それから、最後になりますけれども、財政支援の問題です。きょうは調査のための一定の予算措置をしてもらいたいという要望をしておきましたけれども、今後、やはり財政支援というのは欠く

べからざる問題であります。これだけの厳しい予算の中で、本当にボランティア精神の中で大事な教育を担っている。そうなりますと、限界があるということは皆さんもわかると思うのです。

その財政支援をどうするかというのは、札幌市の厳しい財源の中で、すべてを札幌市が賄うのかと。しかし、もう一つには、昨年の4定で市民まちづくり活動促進条例が通りましたけれども、この条例の中で基金というものが設置されるわけですね。私は、この基金というものもこれから非常に重要な意味を持つと思うのです。このような活動を支えるということにも私は意味を持っていると思いますので、当面の措置としてはこれらの基金も使いながら、しっかりとした財源措置を行ってもらいたいと強く要望して、私からの質問を終わります。

●宗形雅俊委員 私の方からも、質問させていただきたいと思います。

まず、冒頭に、札幌遠友塾自主夜間中学の19年にもわたる活動について、工藤代表を初めとした皆様に、私も敬意を払いたいと思います。きょうは審議の内容も結構多いものですから、前置きはなく端的に、率直に聞いていきたいと思います。

私が思っていた質問は長谷川委員と重なりますので、それはカットして聞いていきたいと思いますが、まず、教育長に率直にお伺いいたします。

今回の札幌遠友塾自主夜間中学の活動や、さまざまな理由で修学できなかった、それから、実質的に義務教育を受ける機会がなかった方々が教育を求め、自主夜間中学に通うことについて、率直な感想をお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つ、陳情理由の1に「修学することのできなかつた」と、2に「義務教育を受ける機会が実質的に得られていない」という文言がございます。これを踏まえて、この二つの対応について、本市教育委員会は、いわゆる市民講座的な社会教育という位置づけととらえるのか、学校教育という位置づけととらえるのか、この見解を

お示し願います。

●**奥岡教育長** 先ほど陳情者の工藤代表のお話もありましたし、私も、要望書とかお手紙を拝見させていただいております。その中で感じるのですが、札幌遠友塾自主夜間中学につきましては、それぞれの事情のもとに、先ほど戦争が一番大きいというお話がありましたけれども、過去に学ぶ機会が十分になかった人たちに対して学びの場を提供する、そして夢や希望をかなえるという目的で、約19年間にわたり、地道に、そして、大変不便を感じながら、本当に一生懸命活動している団体だなと考えております。私といたしましては、本当に団体の活動に深く敬意を表したいというふうに思っております。

また、過去に十分に学ぶことのできなかつた方々の学びたいという意欲、気持ち、そして学んでいるときの喜びとか充実感、こういったものは、私は本当に極めて貴重なものであると受けとめているところでございます。

●**西村学校教育部長** そもそも修学できなかった方、あるいは、修学はしたが、実質的に学ぶ場を得られなかった方々に対する教育の場というものは、学校教育、社会教育のどちらの場ととらえるかという質問だと考えます。

大まかな区分でございませうけれども、学校教育は、組織的、体系的に教育を行うために計画的に設置された施設としての学校において実施される教育を学校教育と考えます。これ以外の教育は、社会教育の範疇になるものと考えております。今日の社会教育は、知識や教養を求める人々のために、その課題の達成を援助するために提供される教育活動と言うことができるかと思っております。したがって、基本的には、カリキュラムに基づき、義務教育未修了者が公立夜間学校に学ぶことは学校教育となり、広く自由な枠組みの中で、過去に十分に学ぶ機会がなかった方々が自主夜間中学に学ぶことは社会教育だろうというふうにとらえております。

●**宗形雅俊委員** 教育長の見解をお聞きしますと、我々と同じような気持ちで考えていらっしゃるということと、先ほども長谷川委員に答えられましたけれども、前向きな検討ということでぜひお願いしたいなと思っております。

次に、先ほど陳情者による補足資料のご説明の中で、2000年の国勢調査のときの数がございませう。2000年というと8年前でございませうが、この数を見ていると、高齢の方も多いところではございませうが、この後、こうした実態の数字について把握しているかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、二つ目は、陳情要旨の2でございませうけれども、北海道におけるセンター校の役割を担う公立中学校夜間学級の設置を求めるとありますが、札幌遠友塾自主夜間中学に通う方は札幌市民以外の方もいらっしゃるというふうにお聞きしております。そうすると、札幌ということではなく、北海道全体といったことも絡んでくると思っておりますので、道教育委員会の範疇も視野に入れていかなければならないと思っておりますが、道教育委員会の見解はどのようになっているのか、お示し願いたいと思っております。

それからもう一つ、通われている生徒の中には、中国帰国子女の方もいるようでございませう。本市では、遠友塾以外に帰国子女の方が学ぶ手だてがないのか、それも教えていただきたいと思っております。

それから、先ほどの長谷川委員の質問と重なりますけれども、財政的援助の中で、本年4月より市民まちづくり活動促進条例が施行されますが、この遠友塾の活動は性格的にまちづくり活動としてとらえられるのか、この見解も教えていただきたいと思っております。

●**西村学校教育部長** 初めの3点につきまして、私からお答えしたいと思います。

1点目の未修学や教育を望んでいる人の把握についてでございます。

本市におきましては、義務教育未修了者の人数に係るデータは存在しておりません。また、新たに年齢超過の義務教育未修了者を特定するためには、15歳以上の方々の全市民を対象として実態調査を行うこととなりますが、市民のプライバシーに直接かかわる問題でもございますし、加えて膨大な業務量を要することから、実施することは難しいというふうに考えております。したがって、こうした義務教育未修了者の中で教育を受けたいとする人数については把握していないところでございます。

2点目でございますが、公立夜間中学に北海道におけるセンター校の役割を担わせることへの北海道教育委員会の見解についてでございます。

北海道教育委員会は、19年の3定道議会におきまして、公立中学に公立夜間中学を設置する際、中学校を設置しております市町村が都道府県教育委員会に届け出を行うこととされており、今後、教育内容や教員の配置など、夜間中学設置にかかわる関係自治体からの相談や問い合わせなどに対して必要な助言・指導を行ってまいりたいという姿勢を示しているところでございます。また、北海道議会の文教委員会におきましても、今回の陳情と同じ内容での請願を受理しておりまして、継続審議となっているところでございます。

3点目でございますが、遠友塾以外に中国帰国子女等が学ぶ手だてについてでございます。

こうした帰国子女等に対する福祉的支援や日本語教育支援につきましては、厚生労働省の所管と認識いたしております。現在、帰国者は、帰国直後から中国帰国者定着促進センターにおいて6カ月間の基礎的日本語や基本的生活習慣などの指導を受けた後、北海道中国帰国者支援・交流センターにおきまして、永続的に日本語指導、生活相談・指導など定着、自立のための継続的な支援を受けているところでございます。

●加藤生涯学習部長 最後に、財政支援に関して、市民まちづくり活動促進条例に基づく市民ま

ちづくり活動促進基金の対象になるかどうかについてのご質問がございました。

団体の活動が公益的な活動分野におけるものでございますことから、助成の対象になると思われまますけれども、詳細については、ことし4月からの条例施行に向けて、現在、担当している市民自治推進室で作業を進めているところでございますので、そちらとも緊密に連絡をとり、団体に対して必要な情報を提供できるようにしたいと考えております。

●宗形雅俊委員 最後に、要望でございますが、決算書を見ると、大変な苦勞をされながら運営されているということもありまして、予算措置という問題などいろいろな検討があると思われまますけれども、そういう中で市民まちづくり活動促進条例などをうまく利用できないのかなということでお聞きしたわけでございます。先ほど陳情者の方からもありましたように、やはり、憲法第26条に照らして、教育の場の提供といったものをぜひお願いしたいと思います。私も、長谷川委員と同様に、札幌市立大通高等学校が3部制という性格であること、また中心部に非常に近いということで、そういったことも視野に入れながら、教育の場の提供ということをぜひ要望して、終わりたいと思います。

●高橋 功委員 私も、数点お伺いいたしたいと思っております。

この陳情は大きく2点の趣旨がございまして、札幌遠友塾自主夜間中学に対する支援として、学校教室の提供と財政的支援が一つと、ぜひ公立夜間中学校をつくってくださいという2点ですね。

まず、最初の札幌遠友塾自主夜間中学に対する支援という観点で、先ほど来、同僚委員からも同趣旨の質問がありましたので、重複しない範囲で、私もお伺いいたします。

要するに、平成2年から、18年間にわたって札幌遠友塾がいろいろご苦勞されてきているんですね。今、工藤さんからもお話がありました。私も

生涯学習を支援するという観点から大変大きな役割を果たしてこられているとされているのですが、教育委員会として、札幌市として、札幌遠友塾自主夜間中学の活動を評価しているのか、していないのか。こういう聞き方をして、していないという話にはならんのかもしれないけれども、どういう評価をしているのかということは、次に私が伺うことに関して大事なので、もう一回、確認の意味で、どういう評価をされていますか。まず、そこをお伺いしておきたいと思います。

●加藤生涯学習部長      どのような評価をしているかということでございますけれども、一部重複するかもしれませんが、札幌遠友塾自主夜間中学につきましては、それこそ、さまざまな事情により過去に十分に学ぶ機会がなかった方々のために、学びの場を提供するという目的で活動している団体であると認識しております。そしてまた、学ぶ意欲を持つ方々に対してその学びの場を創出する、それから、活動の支援にかかわっていただくとする多くの方々の存在があることにつきましても大変貴重なものであると考えております。

教育委員会といたしましても、生涯学習の観点から大事な役割を果たしていただいていると考えておりまして、これまでも可能な範囲で支援をしてきたところでございます。今後につきましても、先ほど来申し上げておりますが、引き続き団体と協議しながら、どのような支援が可能か、検討してまいりたいと考えているところでございます。

●高橋 功委員      ですから、これは、べき論になるのだけれども、今言われたことは、要するに、いろんな事情で学習の機会に恵まれなかった、与えられなかった方々への対応というのは、本来こういうボランティアの方々をお願いしているのかという議論になると私は思う。先ほども同僚委員が言っていたけれども、本来、行政がもっともっとかかわるべきではなかったのかということをお私に思うのです。

そこで、今、大変評価をされているけれども、札幌市は今まで何をしてくださっていますか。行政の支援は必要なのです。ボランティアではもう限界がある。先ほど遠友塾の工藤さんからお話があって、資料もあって、私もあの資料を初めて拝見しましたけれども、圧倒的に会場費がかかっていますね。かかっていますよ。ですから、学校の教室を提供してください、学校の教室が使えたら少なくとも会場費はただになる。まさか学校の教室を使ってもらって会場費を取るはずがないのだから。そうでしょう。

また、学校の教室の提供とあわせて、札幌も大変広いから、できる限り中央区の交通の便利なところ、先ほど部長は大通駅から駅三つと言ったか、四つと言ったか、いずれにしても、かなり限定した範囲でしょう。この交通至便なところでお願いしますと。だけど、一方で、私も文教委員を長くやっているからわかるけれども、札幌市内の都心部で空き教室のある学校というのはそんなないじゃないですか。先ほどの答弁でもありましたね。

そういうことから言うと、やっぱり、先ほどから話題になっている大通高校は、私はキーワードとして大変大事だと思っているのですよ。平成22年に新しい校舎が完成するでしょう。最初は、大通小学校旧校舎というか、仮にそういうところの使用になるのかもしませんが、22年には新校舎が完成するんだ。完成した暁には、活動場所として提供できないのですか。そのことを明らかにできないだろうか。

私は、今の条件からいっても、遠友塾の方々のご希望からいっても、北2条西11丁目で地下鉄の駅からそう遠くないでしょう。そういうことからいっても、とりわけ平成22年の新校舎完成の暁には大通高校を活動場所として提供することについて、改めて見解を求めたいと思います。

●西村学校教育部長      大通高校におきましては、先ほど長谷川委員にもお答えいたしましたよ

うに、不登校経験者あるいは中途退学者だけではなくて、委員ご指摘のとおり、外国人あるいは帰国生徒などに対しましても十分配慮した取り組みを行うこととしており、市民に対して広く再チャレンジの場を提供することを学校のコンセプトの一つとしているところでございます。

大通高校の新校舎につきましては、開かれた学校づくりの観点というところから、校舎の一部の施設について、学校運営に支障のない範囲で市民の方々に開放するエリアを設ける予定であります。

教育委員会といたしましては、関係の皆さんのご意見などをお聞きし、あるいは、市民開放の条件等を考慮した上で、先ほどから出ております小・中学校の空き教室も含め、大通高校の市民開放スペースなども念頭に置きながら、今後検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

●高橋 功委員　　ですから、大通高校の、特に平成22年にできる新校舎に札幌遠友塾という看板を掲げろとは言いませんよ。そうしたら、完全に365日専用になってしまうからね。でも、少なくとも定期的に使えるようなことはぜひ検討していただきたい。せっかく20年近くにわたるこういう活動があって、先ほど評価しているというふうにおっしゃっているのだから、やっぱり僕は具体的にそういうものを示していかなければと思いますので、ぜひ検討というか、これはお願いしたいと思います。

2点目の夜間中学については、去年12月の4定で我が党からも代表質問をさせていただきました。そのときに、夜間中学に対する札幌市教育委員会としての基本的な考え方とか、他都市における取り組み状況などについて調査を進めていきます、進めていると言ったのか、そういう答弁をちょうだいしました。これはこれで結構だと思うのです。もちろん4定からまだ1カ月しかたっていないから、今ここでどこまで進んだのだと聞

くのも酷だと思いますが、先ほど来出ているように、これはしっかり調査を進めていただきたいと私からもお願いしておきたいと思います。

そこで、先ほど陳情者の方がこういう話をされました。夜間中学の検討委員会、正確かどうかわかりませんが、工藤さんがそんな話をされたのですよ。それで、私も、今、実際にこうやってやりとりを聞いていても、生涯学習部長でしょう。そして、学校教育部長でしょう。夜間中学ということ議論する上で、教育長からもらった方がいいのかもしれないけれども、やっぱり所管がそれぞれ違うでしょう。西村部長はまさに学校教育、加藤部長は生涯学習だ。どっちもかかわるね。そこで、教育長、仮に夜間中学のことについて具体的に検討してみましようとなったときに、所管はどこですかということなかなか難しいね。学校教育部なのか、生涯学習部なのか。

そういう意味から言うと、そこまで意図されたかどうかは私はわからんけれども、陳情者からも、先ほどの検討委員会というのは、名前がどうこうではないですよ。多分、おっしゃりたいというか、意図するところは、横断的なのか、教育委員会として、もっと言うと札幌市として、そのことについて、検討した結果云々というのは後からのことだけれども、まず、公立夜間中学校の設置について検討してみるセクションなり部署ということをお考えになるか、ならないか。教育長、どうでしょうか。

●奥岡教育長　　私から、お答えいたします。

先ほどからのご質問の中で少しは前向きに検討されているという意見をいただきましたけれども、教育委員会といたしましても、生涯学習部、それから、実際の夜間中学の部分について言えば、学校教育部が直接所管をしていると。それから、仮に施設整備をやるとすれば総務部が所管するという形で分かれているわけです。けれども、少なくとも本会議においてやっぱり真摯に受けとめてきっちりと検討を進めていくという中では、



教育委員会としても、その中でそれぞれあれはあっちだということではなく、まず一体となって取り組んでいくと。それぞれ持ち分はありますけれども、いずれにしても、検討する過程においては教育委員会が本当に一体で取り組むという形で現在はスタートしているわけです。

先ほど陳情者からのご意見で検討委員会の設置ということもございましたけれども、今は、まずは、教育委員会が本当に一体となって進めてきておりますので、行く行くはいろいろな形でさらに立ち上げる必要性といいますか、そういうものが出てくれば考えていきたいなど。今は、まず調査をして、もちろん現地調査の部分もありますので、私どもはそれも想定しております。そういうものをきっちり調査しながら分析して、どういう形が札幌市としてできるのか、そんなことを考えていきたいというふうに思っています。

●高橋 功委員 先ほどは失礼しました。総務部も抜けておりましたね。確かに総務部長もそうですね。意図的に抜いてわけではないですからね。

いずれにしても、私が言いたかったのは、まさに教育長からお答えいただいたとおりで、本当に同じ認識に立って、そして、教育委員会の中できちっと議論を進めていくということが極めて大事です。だから、それも一つの選択肢としてあっていい、こういうふうに思うものですから、陳情者からの要望でもありますし、もし時期が来て、必要性があればそれはぜひ検討いただきたいと思います。

最後に、これは、加藤部長にというよりも、生涯学習という観点で言えば、確かに、理由はどうあれ、若いときに、本来は10代の学ぶべき時期に学ばなかった。戦争とかいろいろな事情で、戦後60何年たって、こういうふうになって、環境が整ってきて今学ぶと。だから、生涯学習という観点は大事ですよ。極めて大事だと思う。

ただ一方で、私は、こだわるわけではないです

が、例えば、先ほど陳情者の方から、卒業証書はもらったんだけど、実質的な勉強はできなかったということもありましたね。逆のケースもあって、生涯学習で、今また一生懸命に学んでいる。70歳になり80歳になっても学んでいる。だから、いいじゃないか、こういう考え方もあるかもしれないけれども、僕はやっぱり、日本国における、義務教育たる中学校の卒業証書が手元にある意味というのは、その人にとっては——たまたま私も皆さん方も中学校の卒業証書を持っているから余り気にならないのかもしれませんが。しかし、そうでない方にしてみれば、自分の責任でもらえないのならまだいいけれども、そうではないケースが圧倒的だと私は思うのですよ。そういう観点から言うと、卒業証書ということにこだわりを見せる方のご意見というか、思いというものも一方で酌んでもらいたいということが僕にはあるのですね。

そういう意味で、生涯学習という観点でいけば学ぶのだからいいということにとどまらないで——僕は学ぶことを否定しているのではないからね。卒業証書は紙切れ1枚かもしれませんよ。しかし、その紙切れがその人の人生においてどれほどの重みがあるかということもぜひお考えになっていただきたい。これは要望かもしれませんが、そういう観点もぜひ加味していただきたいものだなと思って、質問を終わりたいと思います。

●村上 仁委員 私の方からも、重複を避けて、簡潔に、また端的に質問させていただきたいと思います。

憲法ですべての国民が義務教育を保障されるということで、本来、公的に保障すべきところを、この間、遠友塾が大変な苦労や努力をされて運営されてきた。これは、もう詳しく言うまでもないと思います。そして、かつていろいろな困難があった生徒たち、陳情者の方は戦争などいろいろおっしゃっていましたが、こういう生徒たちがそこで学ぶ喜びを感じている、これは、本当にす

ばらしいことだというふうに私はずっと感じております。今の教育ではなかなかこういう学ぶ喜びを実感できない中で、教育本来のすばらしさがあるのだな、まさに教育の基本があるというふうにも思っているところです。

我が党は、この間、代表質問でも取り上げてまいりましたし、委員会の中でも質問をし、いろいろな点で市の方に調査も求めてまいりました。しかし、先ほど、義務教育を受けていない市民の方がどれぐらいいるのかという点についても、プライバシーや膨大な作業量になるというようなことで把握できていないのだという説明もあったところでした。

そこで、先ほど大通高校の話もありましたが、この間、市として、どのような条件あるいは状況を示しながら対応されてきたのか、そのほかにあれば、まずその点を伺いたいと思います。

●加藤生涯学習部長 どのような対応、支援をしてきたかというご質問ではなかったかと思いません。

札幌遠友塾自主夜間中学に対しましては、平成3年から、もう取り壊してしまいましたが、教育委員会所管施設である旧市民会館会議室を利用するに当たり、全館利用が入るなど特別な事情のある場合を除きまして、4室を会場として確保し、提供してまいりました。その後、平成15年には、市民会館の老朽化がかなり進行してきたことから、市民会館にかわる公共施設のあっせんを継続的使用について要望書の提出を受けたところであり、中央勤労青少年ホーム、レッツ中央でございますが、このほか、統合後の旧豊水小学校の使用についても情報を提供した経過がございます。

また、去年の旧市民会館の閉館に当たりまして、従来と同程度の広さ、室数、都心部にあること、低料金、それから教材置き場を確保できるという条件で代替の施設を探してほしいというご要望がございまして、生涯学習総合センター、ちえりあのほか、教育文化会館を紹介したところ、教

育文化会館ということで団体側のご了解を得たところでございます。そして、先ほどから一部申し上げておりますけれども、教育文化会館の利用料金につきましても、同会館の指定管理者である札幌市芸術文化財団が2分の1に減免措置を講じており、これにより旧市民会館利用時の料金よりも低額に教育文化会館を利用いただいているものと承知いたしております。

さらに、昨年5月に、陳情者からもございましたが、市長、教育委員会あての要望書をいただいております。自分たちとして専用的に活動できる場所として、学校の空き教室や廃校となった学校の教室を提供してほしいというご要望がございまして、その内容について説明を受け、現在検討しているところでございますが、ご要望の趣旨に沿った場所ではなかなか見出せないという状況は先ほど来ご説明しているところでございます。

●村上 仁委員 先ほど来、遠友塾あるいは公立夜間中学の必要性や、この間、自主夜間中学が果たしてきた役割については複数の委員が述べているところであります。私は、今、最も必要で急がれていることは、先ほど陳情者の方もおっしゃってございましたけれども、生徒は65歳以上の女性の方が多いことや、20歳ぐらいの方から、80代の方も含めていらっしゃるということで、全体的には高齢の方が多いことがあると思うのですね。そういう点では、まず急いで可能な支援を打っていくことが生徒たちには何よりも求められていることだと思っています。

今いろいろ伺いまして、そのための対応はされていますけれども、やはり不十分だということがあると思うのですね。もうちょっと密に話し合いをすることによって、意外なところで解決が図られることもあったりするわけです。ですから、やはり、どういう要望があつて、これをかなえていくためにはどうすればいいのかということをしつかり受けとめ、市として何ができるかということを検討する場をきちんと責任を持って進めてほし

いということが一つあります。

先ほど、戦後の義務教育を修了されていない数を把握できていないというご答弁がございましたけれども、きちんと把握できていないのであれば、やはり積極的に支援をすることと、同時に市民にお知らせしていくことが重要ではないかと思うのです。生徒は、毎年、減ることなく増加しているというお話もありました。そういう点で役割はますますあるわけですから、今後も、一層、検討をしっかりとすると同時に、話を受けとめる場を持つということが、先ほど来の検討委員会の設置を求めていることにも含まれているというふうには僕は考えていますので、我が党としても改めてこのあたりを強く求めて、質問を終わらせていただきたいと思います。

●佐藤典子委員 私からも、簡潔に質問させていただきたいと思います。

きょうの陳情者の工藤代表を初め、自主夜間中学で学んでおられる多くの方々のこれまでの学びたいという熱い思いに本当に心から敬意を表しますし、学ぶ環境がこれから少しでも改善されるようにということで、きょう、さまざまな議論が行われているところです。また、第2回定例市議会で市民ネットワークが夜間中学について取り上げたときに、市長から、また教育長からも、本当に困難で学ぶ機会を得られなかった皆さんの学びたいという熱い思いをしっかり受けとめたいという答弁を伺っておりまして、前向きに検討していくというお話で今日に至っているというふうにご考えております。

陳情者の工藤代表からは、先ほどから何回も出ておりますけれども、学校教室の提供、財政的支援、また、公立の夜間中学校を設置することを求め、そして検討委員会や調査をというお話でした。そこで、先ほど来の議論でもう少し伺いたいのは、やはり財政的な支援の部分であります。これまで、いろいろな形での教室の提供、それから、教文に対しても減免措置でということをお伺

てまいりましたが、ボランティアの皆さんも本当に手弁当で毎日やっておられる。そして、先ほどから出ておりましたが、学ぶという権利が憲法で保障されていることであるならば、やっぱり、札幌市が何らかの支援を積極的に行うべきであると考えています。

そこで、現時点で、財政的な措置、支援というものをどういうふう具体的に検討されているのか、また、それを今後どうされていくのか、伺いたいと思います。

●加藤生涯学習部長 財政的支援についてお答えいたします。

札幌遠友塾自主夜間中学に対しましては、今のご質問の中でもございましたが、現在の教育文化会館を、その活動が継続できるようにということであつせんし、その料金も2分の1の減免になっているということはお話のとおりでございます。

そのほかのいろいろな財政支援についてでございますけれども、ご要望にもございましたような、例えば会場費の支援など、これ以上の支援につきましては、日本語教室など他のボランティア教室などの活動を行っている団体との均衡など、また、札幌市の財政状況から考えますと、難しい状況にあると考えているところでございます。

●佐藤典子委員 今のお話では厳しい状況であるということですがけれども、金銭的なことだけではなくて、今言われていたような教室の確保など、何ができるだろうかということで、横断的に、また、本当にいろいろな連携のもとで進めていただきたいと思っております。

きょうの陳情の大きな目的というか、趣旨の中で、学校教育と生涯教育ということではどこで支援していくかというようなことが今まで議論されてまいりましたけれども、それは一体的に連携して考えていかなければ、皆さんの望んでおられる学ぶ場の保障とか、本当にどういうふう継続していくことができるか、そうしたことの実現はなかなか難しいというふうにご考えております。

先ほど来、聞き取り調査を行っておられるということですが、3、4で言われていることは、ぜひ向こうの現地に行って見てきていただきたい。そういうことも踏まえながら、ぜひ前向きに具体的な検討をしているという報告を伺いたいと思っております。

きょうは、本当に重なった質問になりましたので、1点のみ伺いましたけれども、ぜひ教育環境の整備、また、安心して学び続けることのできる状況を前向きに検討していただくことを強く求めまして、質問を終わらせていただきます。

●宮本吉人委員 それぞれの委員からの段々の質問ですべて語られているかなというふうに思うのですが、最後に、私は、このような状況に置かれておられる、また、向学心に燃えた方々が、大変お気の毒な環境で、そして非常に努力する中で、ボランティアの方々もまた頑張っておられることに関しましては、非常に胸を痛めながら、敬意を払っているところでございます。

ただ、先ほど私学で、塾でという話もあったように、いろいろ類似する形を考えたときに、やはりこれだけが特別という形は非常にとりにくいし、そういった均衡を考えたときに非常に難しさがあるということも推察します。

そういう中で、今回のこの状態ができた要因は、市民会館が使えなくなったからですね。それで、代替の施設がないので何とか探してもらいたいという要望の中で始まったことですね。この点だけ、とりあえず聞きたいのです。

●加藤生涯学習部長 遠友塾の活動はいろいろな場で行われてきたところでございますけれども、市民会館での活動が一番長く、そして、昨年、市民会館が解体に至りましたけれども、その前に、活動場所が具体的になくなるということで、私たちのところに、これにかわる場所についてあっせんのご依頼があったということでございます。

●宮本吉人委員 要するに、主に市民会館を使

われていて、その場所がなくなるのでお願いしたいということでもいいのですか。確認させてもらいますが、違うのですか。

●加藤生涯学習部長 そうです。

繰り返しになるかもしれませんが、市民会館は耐震性能の不足が現実問題になった、それで解体して、今、市民ホールの建築に向かっているわけでございますけれども、その間、現実には会場がなくなってしまうということで、活動場所が不自由であると。それ以前にもさまざまな情報を提供しておりますけれども、高齢者の方もいらっしゃいますので、やはり中央区を中心とした、地下鉄を使いやすい交通至便なところがいいという状況から教育文化会館ということになったわけでございます。

●宮本吉人委員 市民会館を使いながらも、場所の提供については以前からそういう要望があったということですね。わかりました。

そこで、少なくとも、現在、とりあえずそういった形で教育文化会館を使われる。その前に、義務教育を受けられなかったさまざまな状況が語られているし、述べられていますが、私は、ここでしっかり確認しておきたいのは、そういう状況はわかりますけれども、義務教育そのものの受けとめ方をもう一回整理しておきたいなというふうに思うのです。小学校あたりでは、義務教育という言葉というのか、その取り扱いが非常に混乱しているというか、曲げられて受けとめられている例が多いのです。と申しますのは、ご存じのように給食費の未払いが非常に多いのですね。義務教育なのだから、国が面倒を見るべきなのだから、給食費も出せと、勘違いしている親がたくさんいるのです。

ですから、義務教育を受けられなかった、あるいは、受ける状況にならなかったというのは、その当時、教育を受けさせなければならない義務のある人が、そういう措置をとれなかった、あるいは、そういう状況でなかったということの延長が

こういう結果を招いてきているということも、一回、しっかり頭に入れた中で、そういう人たちの救済をしっかりやっていかなければならないという考え方を私は質問するのです。

今、教育文化会館で、とりあえずというような表現があったように思うのですが、これは有期限なんですか。それから、減免で半額というの、市民会館から見ればかなり安くなっていますよという表現ですが、ずっとこのままで行くのであればそれでいいですけども、僕は、これがずっと行くのか、新しい市民会館に開設されるのか、あるいは、違う場所が見つかるまでの期限なのかということも確認したいのです。

●加藤生涯学習部長 義務教育の話は別として、教育文化会館の会場に関係してお話ししますと、以前の市民会館につきましては、現実に4会議室を4教室として使っておられました。したがって、遠友塾の運営からして4教室程度は必要だということで、その数を確保できる会場は中央区を中心にどこにあるのだろうかということ、いろいろな選択肢の中から教育文化会館に落ちついたということでございます。

ただ、将来的に教育文化会館にそのままいるのか、いないのかということになりますと、陳情者もおっしゃっておりますように、教育文化会館は、2分の1減免といっても現実に年間55万円かかってますので、もっと安くて便利なところに移転して使いたいというご要望はあろうかと思いません。ですから、教育文化会館を使っていただくことについて、期限を定めて、こういう条件でいつまでとかということにはございません。ただ、暫定的という意味ではないのですが、ご要望は我々も十分承知しておりますので、もっといいところ、便利なところがあればお使いいただくのはやぶさかではありません。しかし、例えば学校教室ということになると、先ほどから申し上げておりますように、提示されている条件では中央部を中心としてはなかなか見出しにくい、現在はそういう状

況にあるということでございます。

●宮本吉人委員 大体わかりましたけれども、要するに、市民会館も含めて、そういった施設であれば会場費が高いため、もっと低廉な学校教室とか、そういった施設を常設の形の中でつくってもらいたいというのが大きな要望だというふうに受けとめていいのです。

その辺は、少なくともそういった状況を考えると何とかしてあげたいなという気持ちは同じ思いです。今、学校の適正配置の中で統廃合が将来的に検討されるというふうにし、また、夜間高校も今の大通高校の方に収れんされてくるとなると、その施設なんかも今後は考えられるのではないかという気がするのです。具体的に言うと、星園高校なんかはあくのではないかというふうにするのです。

ですから、そういったことも含めて、今後、統廃合校の校舎というか、そういったものも検討できるのか、あるいは、星園高校も含めた夜間高校も検討できるのかということについて、今結論を出せと言っても難しいでしょうから、もし答弁できなければ、そういったことを含めてご検討すべきではないかと思うので、答弁できなければ要望で終わります。

●谷沢俊一委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●谷沢俊一委員長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、取り扱いについてお諮りいたします。

取り扱いは、いかがいたしますか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

●谷沢俊一委員長 陳情第14号を継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●谷沢俊一委員長 ご異議なしと認め、陳情第14号は、継続審査と決定いたしました。

ここで、理事者交代等のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後 2 時 32 分

再 開 午後 2 時 40 分

---

●谷沢俊一委員長 委員会を再開いたします。

報告事項でございますが、ただいま陳情第15号の提出者より署名の追加提出があり、合計署名者数が8万3,067人となりましたので、ここでご報告をいたします。

それでは、陳情第15号 「札幌を子どもの笑顔輝く街に」保育予算の増額を求める陳情及び継続審査となっております陳情第4号 食物アレルギー除去食を実施している保育所への補助に関する陳情を一括議題といたします。

陳情第15号は、本日が初審査でございますので、提出者から趣旨説明を受けるため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後 2 時 41 分

再 開 午後 2 時 53 分

---

●谷沢俊一委員長 委員会を再開いたします。

それでは、陳情第4号及び第15号については、一括して質疑を行います。

●小野正美委員 私からは、大きく2点について質問いたします。

この種の陳情は何回となく提出されており、それだけ問題が深刻であるというか、なかなか解決が進まない状況にあるかと思えます。今、陳情者からも、待機児童と超過入所を解消するための保育所整備について、特に超過入所の実態とか、そこで働いている保育士の実態など切実な訴えがなされました。私たちも、保育園に入りたくても入れないという方からの相談を受けることが多いわけですが、特にこの時期、年が明けて年度末に向かう時期は、待機児童も多いし、園長などに相

談しても、これ以上はもう無理だ、これ以上は保育士に無理をかけられないというような話もあり、非常に悩ましい時期であります。

今、話がありましたように、昨年10月では待機児童が457人、超過入所が1,879人ですが、この1月の段階では待機児童はさらにふえていると思います。確かに、本市としても、毎年、定員の拡大に努めており、さっぽろ子ども未来プランで、16年度からの3年間において、計画では1,530人、実績では1,565人、特に昨年度、18年度は780人からの定員増を図ってきているわけですが、一向に改善されていないという点で、まず、子ども未来局としてこういう状況についてどのように認識しているのか、その点を明らかにしていただきたい。

その上で、第2次新まちづくり計画では、19年度から4年間にわたって1,020人の定員増を図るということであります。ただ、さっぽろ子ども未来プランにおいては19年度から3年間で800人となっているわけで、これは4年間で1,020人だから、必ずしもこれでよしとするのかなという思いもあるのです。ただ、いずれにしても、この計画の前倒しをして、少しでも多くの定員増を図っていく必要があると思います。

そこで、19年度はほぼ終わるわけですが、今年度の実施状況、整備状況、それから、来年度の予算についてももうそろそろ明らかになりますけれども、来年度の見込み、計画についてどうなっているのか、明らかにしていただきたいと思えます。

●櫻井子育て支援部長 まず、保育所の待機児童についてお答えいたします。

平成19年10月時点の待機児童数は、前年同期と比較しますと、待機児童は63人の減であります。超過入所数としては133人の増となっております。年度途中の待機児童数と超過入所数は出生数等によって影響されますが、札幌市では、まず4月時点での待機児童と超過入所の解消を目指し

ており、さっぼろ子ども未来プラン等の整備計画を確実に推進していくことが必要であると考えております。

2点目の第2次新まちづくり計画と平成19年度整備進捗状況、20年度の計画についてであります。

平成19年度は、国庫交付金事業による新設が1件、増改築は2件、札幌市の補助事業であります認可保育所整備促進事業による新設が2件となっております。全体では計画どおりの270人の定員増となる見込みであります。

また、平成20年度は、まだ正式に予算が決定される前ではありますけれども、整備計画については7件の応募がありまして、札幌市社会福祉施設整備審査会を経て、それらすべてを実施すべき計画としていただいております。その整備の内訳でございますが、国庫交付金事業による新設が1件、増改築が2件、増築が2件、認可保育所整備促進事業による新設が2件となっております。また、平成20年度は、(仮称)市立認定こども園の整備も行いますので、合計で390人の定員増となる見込みであります。第2次新まちづくり計画では平成20年度は定員270人増の計画でありますので、120人分の前倒しの整備となっております。

●小野正美委員 確かに、4年間で1,020人、もちろん3年間で800人という当初の計画があったわけだから、19年度270人、来年度390人、合わせれば660人と、4年間の計画の分を2年間で大体6割を達成することになります。しかし、年度初めの4月段階での待機もなかなか解消されていないという状況が続いていて、この辺はさらに努力するしかないので、要請しておきたいと思っております。

次に、食物アレルギー除去食を実施している保育所への補助についてということです。

これも、昨年7月9日の文教委員会で陳情の審査を行いました。実施している保育所の実態、あ

るいは、食物アレルギーのある子どもの実態、人数とか内容、それからアレルゲンの内容などについて、毎年調査をしているということで、一昨年7月の結果について説明があったわけでありませう。その後、昨年も7月に実施して、後に結果がまとまっていると思うので、直近の状況、変化などについて、再確認の意味で、まず説明をいただきたいと思っております。

それから、札幌市の対応について、特に統一的な指針とか要綱の必要性を指摘したのに対して、子ども未来局の方では、検討プロジェクトを設置して対応指針とか対応マニュアルの早期策定に向けて準備を進めていきたいという回答がありました。さらに加えて、1回つくったら終わりとならない性質のものであり、新しい情報によって、適時、中身を直していく必要があるもので、策定後も継続的な対応を行っていききたいとか、あるいは、保護者のライフスタイルに及ぶ本質的な部分も含め盛り込んでいきたいと、つくる前からつくった後のことまで前向きな櫻井部長の答弁がありました。

このマニュアルの策定についてどうなっているのか、具体的な内容、あるいは策定の時期などについて明らかにしてください。

●櫻井子育て支援部長 まず、食物アレルギーについてお答えいたします。

先ほどお話がありましたように、毎年7月に実態調査を行うということで、昨年度も行っております。それに基づきまして、食物アレルギー除去食を実施している保育所の最新の実態についてお話をさせていただきます。

札幌市内の認可保育所187施設の全部を対象として7月に調査を行っておりますけれども、このうち、97%に当たる182施設、児童数では841人について、アレルギー品目の除去などを実施して個別食を提供しているという状況でございます。また、入所児童に対する食物アレルギーのある児童の割合につきましては、今回の調査で4.4%と

なっております。その前が4.3%、一昨年は3.7%という状況でございましたので、これまで同様、増加傾向にあると考えております。

マニュアルの方につきましては、今、着実に推進しておりまして、今年度いっぱいで作成し、来年度には各保育所の方にも連絡できる体制で進んでおります。

●小野正美委員 この件に関しての本題に入りますけれども、昨年7月の審査の際、それから今の答弁も含めて、食物アレルギー児あるいは個別食を行っているところがふえている、それから、アレルギーの品目も数多く、複雑であるという中で、食事対応を行っている保育所に対して新たな財政援助、補助が必要であることは前回の審査の中でも強く指摘してきたところ です。

そこで、具体的な補助を行っていく場合に、人数とか、対象となる児童数とか、あるいは、それだけではなくて、どれだけの品目を持っている子どもがいるのかとか、非常にきめ細かい対応というか、そうした補助基準をつくる必要があると思うのです。既に財政局との折衝といいますか、協議も終え、市長査定も終わった、しかし、まだ公表には至っていないという時期でありますけれども、子ども未来局としてはどういった考え方で補助の仕組みをつくっていくのか、あるいは、財政局と協議をしてきた考え方について明らかにしていただきたいと思 います。

●櫻井子育て支援部長 食物アレルギー除去食を実施している保育所への補助というお話でございます。

食物アレルギーを持つ子どもへの対応につきましては、ほとんどの認可保育所で実施しているという実態があり、その割合も、先ほどお話ししましたように増加しているということでもあります。そこで、各認可保育所の方では、この問題に関する負担感はますます強くなってきているものと考えている次第です。また、食物アレルギー除去食につきましては、必要かつ重大なことと認識して

おりまして、食物アレルギー除去食を実施している保育所への補助につきましては、早期実施に向け、財政局とも協議をしているところであります。

なお、具体的内容につきましては、対応している保育所の実態を踏まえて、対象となる子どもの人数、それから、アレルギーの食品数にも配慮したものにしたいと考えております。

●宗形雅俊委員 私からも、まず、3点お聞きしていきたいと思 います。

小野委員からもお話がございましたけれども、少子高齢化社会の中で女性の社会進出がさらに増加することを考えると、保育所の役割はますます重要になってくると考えております。保育施設の拡充といいますか、定員がふえるたびに、それに合わせて待機児童もどンドンふえてくるという意見もあります。現在、さっぽろ子ども未来プランでは平成19年度から20年度で計画約800人、また、市長のマニフェストでは平成23年度までに計画1,000人で待機児童をゼロにするということ、そして、先ほどの小野委員からの質問で、平成19年度の待機児童もしくは超過入所の認識、それから、平成20年度の計画をお聞きしました。また、櫻井部長の先ほどのお話では、年度初めの4月の待機児童の解消を目指しており、上げた計画については順次推移をしているということなのでしょう。

しかし、私が事前に資料を見ましても、年度の終わりの1月の待機児童数が大体700人前後で来ていること、そして働く女性の方も多くなってくることなどいろいろ考えますと、市長が言われている第2次新まちづくり計画にもありますけれども、平成23年度に本当に待機児童がゼロになるのかなと私は非常に懸念しております。逆に、この計画自体が甘いのではないかということもあるのですよ。

ですから、今どういう認識を持たれているのか、そのとおりに行くのか、もう一度、将来に向け



た計画を再度調査し直すのか、そして、それに基づいて第2次新まちづくり計画で言う平成23年度に待機児童がゼロになるのかといったことをぜひお聞かせ願いたいということが1点でございます。

それから、陳情の中で、研修制度の充実ということがございます。端的に言うと、現在の研修制度の内容を聞かせていただきたいことと、充実ということでございますから、今の研修制度では物足りないと思うので、本市における研修制度の評価を教えてくださいたいと思います。

それから、3番目に、障がいを持つ子どもを受け入れている保育所への補助金増額の陳情であります。

本市として、補助金は保育所にとって十分ととらえているのか、少ないながらも今の財政の中で精いっぱいなのか。今受けているものがもっとももっとという考え方もございますし、本当に現実に足りないのだと、考え方の違いによってとらえ方がいろいろ違うこともあると思いますので、もう一度、市の考え方を含めて見解を示してほしいと思います。

以上、3点でございます。

●櫻井子育て支援部長　まず、保育所整備計画の見込みについてということでお答えいたします。

今のお話にあったように、平成19年度から22年度までの4年間で1,020人ふやすというのが第2次新まちづくり計画ということでございます。先ほどのご質問にもお答えしましたが、平成19年度は270人、平成20年度では前倒しをして390人の整備を行う予定であります。そして、平成21年度につきましても、できる限りの整備を行っていききたいというふうに考えております。

また、23年度に待機児童の解消は可能かということについてでございます。

16年度から18年度までの間に1,530人という計画を立て、それを達成しておりますけれども、一

度、その時点でほぼ終わるのではないかと、大体間に合うのではないかとという計画だったのですが、平成18年度の時点で、それでは終わらないということで、さらに1,000人の計画を立てたということでございます。そういった形の中で、平成18年度に見直しをしたさっぽろ子ども未来プラン、それから、第2次新まちづくり計画の初年度ということもありますので、これらの計画の検証を十分に行った上で、今度は平成22年度からさっぽろ子ども未来プランの後期計画を立てることになりますので、その辺を十分に見きわめて後期計画の策定の中に生かしていこうと。また、21年度からですが、札幌市の方では分園という新しい考え方も取り入れてやっていこうと考えておりますので、この分園等の整備手法の導入についてもあわせて検討し、待機児童の解消に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

次に、保育所職員の研修についてでございます。

保育所職員の研修につきましては、児童福祉施設最低基準において、施設の設置者は職員の資質の向上を図るために研修の機会を確保しなくてはならないとされておりまして、各施設においては、施設みずから研修を企画、実施しているほか、保育所関連団体などが主催する外部研修にも職員の参加を促しております。本市におきましては、毎年度、実施しております定期指導監査において、自主研修の実施内容であるとか、外部研修への参加状況であるとか、それから、研修成果の保育への反映状況などの内容について確認し、指導を実施しているほか、全保育所を対象とした研修も実施しておりまして、一定の成果を上げているものと認識しております。

それから、3点目の障がいを持つ子どもを受け入れている保育所への補助金に対する札幌市の評価、見解ということにお答えいたします。

障がいを持つ子どもを受け入れている保育所への補助金につきましては、平成14年度から障がい

の程度に応じた２段階の単価を設定しております。平成19年度につきましては、中度、軽度の障がいを持つ児童に対しては1人当たり月額で7万3,000円、重度の障がいを持つ児童に対しては1人当たり月額で8万3,870円という額をお支払いしております。このうち、重度の障がいを持つ子どもにつきましては、児童2人に対して保育士1人の配置が可能になるような補助単価を設定しております。厳しい財政状況の中では可能な限りの対応を行っているものと考えております。

●宗形雅俊委員 さっぽろ子ども未来プランでは、22年度以降は後期計画になると思うのですが、市もそうですし、私も民間にいたときにそうでしたけれども、マネジメントサイクルということで途中見直しが非常に大事になってくると思うのです。特に、この問題については、私的な感覚かもしれませんが、正直に言って、この分であっても、絶対という言葉はないとしても、待機児童という問題は絶対に消えないし、少なくとも定員超過になってしまいますね。先ほども陳情がございましたが、私も、きのう、知り合いの保育園の経営者から超過で大変だということも聞いております。私からも、前倒しといったことも含めて拡充を図っていただきたいし、22年度まで待つことなく、もう一度、将来的な見込みということもぜひ検討をしていただきたいと思っております。

もう一つ質問ですが、先ほど研修制度のお話を聞きましたけれども、何か全般的にアバウトな形でした。

ただ、今、食育という問題が非常に大事になってきているのではないかと思います。これは、行政がするのか、それぞれの園がするのかということもあると思いますが、幼児期の育ちというのは一番大切な時期でもありますし、そういった意味でも行政として食育というところを、そして、もう一つは、食育という観点から、やはりそこに通わせている保護者を含めた研修制度を何か導入していただけないのかと思っております。

それから、これはかけ離れた話かもしれませんが、つい先般も、学力テストの評価がありまして、やはり、朝食を食べている子どもと食べていない子どもの学力に差があると。もちろん子どもの努力がありますけれども、生活習慣の観点を含めて、やはりそういったことも学力低下の一つの原因になっているという結果が出ておりますので、こういった時期からの食育を含めて、また、保護者に対しても研修制度を導入すべきと考えておりますが、こういった研修制度を導入する気があるかどうか、お聞かせ願いたいと思っております。

●櫻井子育て支援部長 食育を含めた研修の充実というお話でございます。

幼児期の食事というのは、特に保護者の食事内容とか食事環境などの影響を受けることから、食育を含めた保護者への子育て支援というのは重要であるというふうに認識しております。各保育所においても、日々の給食を通じて、保護者に対する栄養相談とか栄養情報の発信を行っているほか、保護者を対象とした食に関する研修会を実施するなど、食育の実践に努めているところであります。

本市におきましては、現在策定準備を進めておりますけれども、来年度から札幌市食育推進計画をもとに食育を推進するとしているところでございまして、今後におきましても、各保育所において、保護者を含めた研修などの充実が図られるように、定期指導監査などの機会を通じまして、保育所職員の食育に対する理解の向上を図るとともに、各保育所への適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

●宗形雅俊委員 最後でございますが、要望ということでお願いします。

今、食育の研修制度ということで、保護者を含めて、そういったことを徹底していただきたいということが一つです。

それから、冒頭に述べましたように、児童福祉

の観点からも、保育所施設が果たす役割の重要性が大きくなり、行政サービスの充実が求められるところでもありますけれども、幼児教育全般を考えると、所管は違いますが、やはり幼稚園ということも考えていかなければならないと僕は思っています。もちろん児童福祉ということでの保育施設という行政サービスもありますが、片方では幼稚園ということもあります。ですから、その辺の整合性も同時に図っていかなければならないかなという思いを私は持っています。

そういった意味で、教育委員会と連携を図りながら、もちろん性格が違う部分があるかもしれませんが、幼児教育という観点からしっかり整合性を持たせながら、不公平感が出ないように全般にわたって進めていくことを要望して、終わりたいと思います。

●高橋 功委員 私も、この陳情にかかわって、1点だけちょっとお尋ねしたいと思っております。

陳情第15号の1の②、待機児童と超過入所を解消するために保育所の新設を基本とした保育所整備をしてください、こういうご要望です。

そこで、先ほどどなたかから去年のことについてはお尋ねがあったかもしれませんが、いわゆる保育所の整備という観点で、とりわけ新設、新しくつくる場合に限ってみますと、札幌市が募集をしますね。そして、手を挙げる人がいて、設置希望者が計画する、応募する、そして、先ほど部長からもあったように、社会福祉施設等整備審査会の審査を経て、さらに国や市の予算が決まって、そして具体的に工事に入って開園に至る。こういうことですから、きょう手を挙げてあしたからということにはならないわけですね。少なくとも1年以上、最低1年半ぐらいかかるのかなというふうに思います。そういう意味では、設置希望者が新設の保育所を計画するにも、やっぱり相当な時間、また費用も当然かかるわけですね。

そこで、最近はどうなのかな、どういう傾向に

あるのかなと。札幌市の応募者の状況というか、手を挙げる方々はどんな状況になっているのか。率直に、最近の3年間ぐらいで結構ですから、市が保育所の設置を募集したときの応募者の状況についてまず明らかにしていただきたいと思えます。

●櫻井子育て支援部長 先ほどからどんどん保育所をつくれればみたいな話がありますけれども、なかなか難しい要素があるという部分が一つあります。

最近、ここ3年間ぐらいの様子ですが、国庫交付金と本市単独の認可保育所整備促進事業によって保育所の新設ということで応募を受けることになりましたけれども、平成18年度については6件の募集に対して8件の応募、それから、平成19年度と20年度につきましては3件の募集に対して3件の応募となっております。このように、近年は、募集枠に対してぎりぎりの応募件数となっております、特に市内の社会福祉法人からの応募がかなり減ってきている傾向にあります。その一方で、インターネットなどを利用しながら幅広く応募をかけておりますが、市外であるとか道外であるとか、最近はそのような社会福祉法人からの話が来ておりまして、そういったことで応募件数の数がぎりぎり合ってきているような状況でございます。

●高橋 功委員 私は何も市外とか道外がダメだと言う気はさらさらないし、どうあれ、まじめに志を持って、子どもたちのためにということをやられるのであればそれは全然構わない。

しかし、やっぱりそういう観点から言うと、特に部長が言われたように、近年、ここ何年間かは応募と同数でしょう。はっきり言って、我々で言ったら選挙がないのと一緒だ。定数と同じで競争もないのだから、わかりやすく言えばそういうことでしょう。それは何でかという、全部そうとは言いませんが、やっぱり、設置希望者からすれば、最近の少子化ということに対して、将来は

保育需要が減っていくのではないだろうかという不安だとか、運営面での資金的な不安とか、いろいろ考えられます。もちろん、それだけではないと思いますけれどもね。

そういう意味では、今、部長がご答弁されたように、国庫交付金はここで議論という話にはなかなかならないけれども、少なくとも本市でやっている認可保育所整備促進事業については、もう少し、今、例えば500万円の補助で新築ということもあるのかもしれませんが、私は、札幌市の認可保育所整備促進事業の補助額として妥当かどうかということは、やっぱりちょっと検討しなければいけないのでないかなという気がするのです。

そういう意味では、議会でこういう話をする以上、妥当と考えているかと聞くということは、当然、ふやす気はないかということになるのだけれども、その辺はどうですか、部長。今言ったように、現実には手を挙げる人が減っているというか、ふえていないというか、本当に応募とぎりぎりですよ。こういうことでは、先ほど宗形委員が言っていたように、最終的に定員という問題にも、待機児童ゼロということにも当然影響してくるわけですから、当たり前ですけどもね。

そこで、特に、札幌市の補助事業である認可保育所整備促進事業、この補助額の増額ということのお考えについてお尋ねしたいと思います。

●**櫻井子育て支援部長** 認可保育所整備促進事業につきましては、当初、認可外の保育所、または幼稚園など既存の施設が基準を満たして認可保育所に移行することを想定してつくった制度でありまして、その場合に備品の整備といったことで補助を行うということから500万円の補助となっております。ただ、近年は、比較的小規模の60人定員の保育所をつくるときにもこの認可保育所整備促進事業を適用させていることもあります。500万円ということで金額としては少なかつたけれども、少し社会福祉法人の背中を押すような感じで、500万円の補助金が出るなら自分のところ

でももう一つつくってみようかということで動いてきておりました。

しかし、近年、その点については非常に厳しくなってきました。また、委員がおっしゃっているように、将来的な不安もありまして、1カ所の保育所をつくれれば30年とか40年はもつけれども、どうなのだろうかということで意識が冷え込んでいるという部分がやっぱりあるのだろう、そういうふうに思います。そうした中では、小規模の保育所をつくる場合、やはり設置者の負担が非常に大きくなるのがあって、この部分については必ずしも十分な補助という形ではもういけないかなという感じがしております。

今まで、どちらかといえば、国庫交付金での保育所については90人以上の大きなもの、60人以下の部分については認可保育所整備促進事業を使ってやっていくというふうに、ある程度すみ分けをしておりました。しかし、今後については、国庫交付金を60人のレベルまで落とすような形で、国庫交付金を軸にしてもう一度考え直す必要があるかなというふうに思っております。認可保育所整備促進事業のあり方については今後真剣に考えていかなければならない問題であるというふうに感じております。

●**高橋 功委員** 私は、何も認可保育所整備促進事業だけをとらまえているつもりではないのですよ。さっきから申し上げているように、多分、新設はなかなか手を挙げづらい状況なのでしょう。ですから、そういうことを敏感に察知しないと、後手に回って10年遅かったではいけないので、その辺は、部長からもあったように、ぜひ真剣にというか、きちっと検討していただきたい、このことをお願いして、終わります。

●**村上 仁委員** 私からも、保育料に関連して、2点に絞って質問させていただきたいと思っております。

その前に、食物アレルギー除去食を実施している保育所に対する補助の実施についてであります

けれども、先ほどのご答弁を聞いておりますと、市としての補助の実施は非常に前向きなお話をされていたのかなというふうに私は解釈をしております。

我が党は、この間、アレルギー除去食を実施している保育所の調理師あるいは保育士も大変なご苦勞をされて対応している実態を、いち早く、何とか改善するべきだということでも求めてまいりました。また、アレルギー児の人数や、劇症型のアレルギー児が複数いる場合、誤食を防ぐ保育所の人的な体制が極めて薄いという厳しい現状についても指摘して、重大事故が発生する前に補助を行うべきだということも主張してきました。

ここで、改めて、食物アレルギー除去食を実施している保育所に対して、早急に補助を開始していただきたいということも求めさせていただきます。

それでは、保育料に関連して、まず、基本的な社会情勢の認識の問題についてです。

今の若い子育て世代、あるいは、これから子どもを産み育てていこうとするさらに若い世代を取り巻く社会情勢は、パートやアルバイト、短期の派遣労働など、いわゆる不安定な雇用が急激に広がったことにより、低賃金と異常なまでの長時間労働の実態があります。そうしたもとの、若い人がまじめに一生懸命に働いても働いてもなかなか豊かになれない、いわゆる格差と貧困の拡大が続いて、大きな社会問題になっていることについては改めて言うまでもないというふうに思っております。とりわけ、私たちの北海道や札幌市は、全国的に見ても一層深刻な事態にあります。また、たび重なる増税に加えて、医療費や年金の掛金、あるいは出産、育児、教育など、これらに伴う経済的負担の増大、それと同時に、子どもをめぐる痛ましい事件や事故が増加しております。こうしたもとの、若い子育て世帯が子どもを産み育てていく上で、困難が極めて大きくなっております。

そこで、質問でございますが、こうした若い子育

て世代を取り巻く社会情勢につきまして、本市としてはどのように受けとめているのか、まず伺いたしたいと思います。

また、こうしたもとの、私は保育料の値上げは絶対に行ってはならないというふうに思っておりますが、この点、市としてどのように判断しているのか、伺いたしたいと思います。

質問の2点目でございますが、保育料の未納の実態でございます。

厚生労働省が行いました保育所保育料の徴収状況に関する全国調査の結果によりますと、半数を超える自治体において、過去5年間で滞納額の割合が増加しているというふうに回答しております。滞納額が約84億円あるのですが、マスコミなどはこの84億円という数字だけを強調しておりますけれども、滞納している保護者の割合は4.3%なのですね。この4.3%に比べて、滞納額は保護者負担額の1.7%となっております。4.3%という保護者の人数に比べて滞納している額が1.7%と低いことから、恐らく保育料が低い低所得者に滞納者が多いことが推察されております。

札幌市でこの数字を見ますと、滞納している保護者の割合が6.9%なのです。そして、滞納額は保護者負担額の2.9%であり、全国平均よりさらに所得の低い層に滞納者が多い傾向が強くあらわれているのかなというふうに見ております。

そこで、質問であります。札幌市においては、過去数年間、いわゆる保育料のランク別の世帯数で低所得者層の推移はどのようになっているのか、この傾向についてお示しいただきたいと思っております。

●櫻井子育て支援部長 1点目の若い子育て世代を取り巻く情勢と保育料の値上げについてということですが、

昨今の新聞報道にもありますけれども、原油が高騰しているとか、身近な生活用品の値上げなどによって、若い人ばかりではないと思っておりますが、市民生活全般に非常に大きな影響が出てきている

ことはあろうかと思えます。まして、若い子育て世代にとっての生活実態は非常に厳しいものだという認識は持っているつもりでございます。

このような状況の中で、なぜ保育料を見直すのかということですが、保育所を利用している子育て世代の割合は全体の中で2割ということでありまして、若い子育て世代全体が同じように厳しい中でも、保育の部分を利用しているのは全体の2割ということで、残りの8割は保育所を利用していない子育て世代となります。昨年5月の札幌市社会福祉審議会からの答申の中で、保育料の設定については、子育て支援全体の視点を持って、利用したサービスに応じて受益と負担の均衡を考慮することが必要とされておきまして、保育料額についても家庭の負担能力を考慮した設定とすることという意見具申を受けているところであります。こうしたことを踏まえまして、保育所を利用していない子育て家庭とのバランスもまた考えなくてはならないということで、子育て支援全体の視点を持って適正な利用者負担となるように努めていくことが必要であるという考えのもとで見直しを行うものであります。

保育料の未納の関係ですけれども、平成18年度決算での数字になりますが、収納率は97.1%、未納額は約1億円となっております。委員ご指摘のように、滞納の割合が高いのは年収が400万円未満程度の世帯、通常言葉で、B1からD2と言われている階層の世帯でありまして、未納世帯の7割がこの世帯に該当いたします。近年、この傾向はほとんど変わっておりませんで、所得税がかかるか、かかっても少額ぐらいのところは未納が多いということになります。

その中でも滞納世帯の割合が一番高いのは、所得税の課税世帯で所得税が2万7,000円未満の世帯、D1という階層です。年収では大体250万円から300万円ぐらいの世帯でありまして、一般的な収納率は97.1%と言っておりますが、D1階層の収納率は92.7%ということで、ほかのところ

比べてかなり低くなっている実態であります。

また、97.1%の数字につきましては、平成19年度の収納率でありまして、平成20年1月1日現在の前年同月比では若干プラスになっている状況でございます。

●村上 仁委員 今のお話を聞きまして、若い子育て世代を取り巻く情勢については大変厳しいものだというふうには認識しているという答弁でした。

私は、先日、どんな形で値上げになっていくのかという説明を聞きましたけれども、厳しいと認識しつつも、国の徴収金基準額に対する軽減額の割合を、2009年度から3年間で約2%ずつ段階的に引き下げを行っていく、そして、そのことによって政令指定都市平均の31%に持っていくのだというお話であります。

しかし、札幌市が行った次世代育成支援に関するニーズ調査では、さっぼろ子ども未来プランの中に記載されているものでございますが、この中で、子育て支援環境の充実のためにどのような支援策が望ましいのかという設問がございまして、認可保育所あるいは幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしいという回答が就学前の児童で77.8%と、圧倒的な市民の要望でありました。こうした中で保育料の値上げを行うということは、市民の要求と、それから、今、求められている少子化対策にも逆行するものというふうにも思われるわけですが、この辺はどのように考えているのか、伺いたしたいと思います。

また、先ほどの答弁では、低所得者の推移は余り変わっていないというようなお話でした。ただ、それは、階層ごとにすべて把握しているということではないのですね。

●櫻井子育て支援部長 資料を持ってきておりませんが、階層別の人数などはありますので、それについては後ほどお渡しできると思います。

●村上 仁委員 それでは、資料は後でいただきたいと思えます。

こういうふうには所得が下がっている中で、保育料を払っている方たちがどんなふうに移しているのかというのは、私は、市としてしっかり押さえなければならぬ数字だというふうに思っています。こういうことをやらないで、所得の低い層に配慮する形をとると幾ら言ったとしても、市民は納得しないと思います。この辺についても、どのように考えているのか、お考えを伺いたいと思います。

それから、保育料の未納の問題ですが、全国で生活保護の受給者がついに100万世帯を超えたということでもあります。やはり、支払いたくても払えない、こういう経済的に困窮している方が相当数いる、しかも、増加傾向だということがあると思うのです。市として、今現在、保育所を利用されている方はもちろん、子育て世代の悩みと状況にしっかりと寄り添いながら、広く市民から意見を聞き入れ、実態をきちんと把握して慎重な対応をとっていく必要があると思うのですが、このあたりの見解についても伺いたいと思います。

●櫻井子育て支援部長 最初に、保育料の値上げが市民要求、少子化対策に逆行するのではないかという質問にお答えいたします。

先ほど申しました社会福祉審議会の答申の中では、保育所には多額の市税が投入されており、保育料は、保育所を利用していない多くの市民からも広く理解を得られるものでなければならない、保育料の軽減も、子育て支援全体の視点を持って、見直しを含めた議論を行うべきであるというふうにされております。

この背景としまして、ちょっとわかりやすくお話をさせていただきますと、現在の保育料に関して申し上げれば、子ども1人当たりの平均保育所の運営経費は月額8万8,000円が必要です。ただ、今、保護者の方からいただいている保育料は、このうちの2割に当たる1人当たり1万7,000円をいただいているという形でありまして、保育所に通っている子ども1人に対して月額

で7万1,000円、年額にしますと子ども1人に対して85万円を市税等で賄っているのが実態であり、そのような状況がある中での話ということになります。

こうしたことを踏まえて、すべての子育て家庭に対して、平成19年度からスタートした第2次新まちづくり計画に位置づけた子育てに関するさまざまな事業を行っていく中で、それぞれに利用したサービスに応じた受益と負担の均衡を考慮していくことが必要ではないかと考えているところでございます。また、ご指摘のとおり、保育料の見直しに当たっては、政令市平均の軽減率を一つの目安として段階的に見直すなどの改定を行っていくことを考えておりますけれども、保護者の収入に見合ったきめ細かい負担額の設定を行い、所得の少ない階層についての負担額をなるべく抑えるような形で十分配慮していきたいというふうに思っております。

それから、保育料未納問題への対応ということですが、

滞納している保護者の状況につきましては、一部収入が多い世帯での滞納も見受けられますけれども、お話に出ているように、比較的所得の少ない階層に滞納者の割合が多くなっている実態がございます。

しかしながら、保育料の滞納については、すそ野が広がってきたということもあって、97.1%と率は変わらないにしても、その分だけ1年間約1億円みたいな形になってきておりまして、収納対策の強化が緊急課題であります。職員の体制がなかなか整っていないということもあって、職員の中でも応援をかける形で、滞納者への電話督促を、去年の7月から休日とか夜間も行ってきております。そうした折衝を通じまして実態の把握に努めるとともに、今後、保育所や滞納者の自宅にも訪問して滞納者と直接面談し、支払うことが困難な保護者に対しては、支払い計画等について保護者の相談にも応じていくことで適正な対応をし

ていきたいと思っております。

一方、支払うことができるのに支払っていない者も相当数います。幾ら督促をかけても応じてこない場合がありますので、これについては、財産差し押さえなどの厳しい態度で臨んでいく必要があるのではないかというふうに思っております。

●村上 仁委員 今のお話を聞いていますと、保育料を上げる根拠としては、市として、保育所だけではなく、全体的な子育てを支援していく、その必要性から予算配分とか効率化を図っていかねばならない、つまり、保育所だけにお金をかけるわけにはいかないのだというようなことだと私は受け取りました。いわゆる受益者負担ですね。

ただ、受益者負担、受益者負担と言って、障害者自立支援法を導入するときも全く同じでありました。これがどうなったかといいますと、原則1割負担で、障がいの重たい人が今まで受けていたサービスがどんどん受けられなくなる。これは、国自体が無視できない状況になりましたね。こういう中で、今のご答弁のままだと、やっぱり発想自体に非常に重大な問題があるのではないかとこのように思わざるを得ません。

今、世界的にも、日本の教育についてさまざまな点でOECD加盟国と比較をされ始めて、マスコミでも取り上げられておりますけれども、世界各国では、子どもの権利条約に基づいて保育料や教育費の無償化なども積極的に進め、そういう中で子どもを産み育てやすい環境を整えてきた。その結果、こうした国々は、この間10年間で出生率が飛躍的に上昇しているという実態があります。これは、子どもの権利を実現させていく上で各国が積極的な子育ての政策に取り組んできた、これがその大きな要因だと思うのです。

私たち日本も、1994年に子どもの権利条約の締結国になりました。そして、本市は子どもの権利条約の制定を目指しているわけであります。子育て

ですべてにわたって市がどうこうという問題にならないことは私も重々承知しておりまして、圧倒的に国の問題、施策が問われている部分ではあります。ただ、子どもの権利条約の制定を目指している札幌市において、本当に子どもの権利を尊重するのだという施策がこれからきつととられていくのだというふうに思っておりますが、こういうことと相反する施策であるというふうに私には思われてなりません。

このあたり、子どもの権利の問題としての保育料の値上げについて、本市としてどういうふうにとらえているのか。また、若い世代の子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るためには、本市が率先して、政令指定都市とも連携しながら、徴収金の基準額あるいは各種制度の改善、見直し、これらを含めて社会保障制度全般の充実を国に対して強く求めていくことが必要であるというふうに申し添えさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

●佐藤典子委員 私からも、公立保育所の廃園について、食物アレルギー除去食の実施保育園への支援に関連して、それから、障がいを持つ子どもの受け入れについて、この3点について順次伺っていきたく思います。

まず、公立保育所の廃園についてであります。

きょうの陳情にもありますように、公立保育所の廃園、民営化は行わないでくださいというようなことが出ております。また、2番目に、先ほど来さまざま議論が行われました待機児童などに関して、保育所整備がどうなるのかということは本当に大きな課題だと考えています。

そこで、新琴似乳児保育園ですが、2009年3月で廃止するというふうに聞いております。長い歴史を持つ、こうした身近な保育所が廃止されるということは、何かやっぱり、切り捨てられてしまうというような感じを持つ方、保護者の皆さんがたくさんいらっしゃるのではないかと思っております。また、公立保育所の廃止によって、その地



域、また札幌市全域の保育所整備計画など保育支援のバランスも変わっていくのではないかと懸念がありますが、そうした問題を解決するために、廃止した地域の近隣に新たな保育所の設置がぜひ必要であると考えております。

こういう公立保育所の廃止に向けて、またそれに伴って、札幌市は当該地域での保育所整備計画をどういうふうに進めているのか、そしてまた、これについて北区の方ではどういうふうに進めていくのか、まず伺いたいと思います。

また、それに関連しまして、当該保育所の廃止に当たって、保護者の心配というのは本当に大きなものがあります。保護者の理解を得るために、ぜひこうした説明会を丁寧に行ってほしいということを前回の3定でも取り上げさせていただきました。そういう中で、保護者からどういった不安な声、また意見、要望が出ているのか、そして、札幌市としてはそういった声にどういったふうに対応していくのか、今後の対応と配慮について伺いたいと思います。

●**櫻井子育て支援部長** 公立保育所の廃止についてお答えします。

1点目の保育所を廃止する地域の整備計画についてですが、新琴似乳児保育園の所在する新琴似地区につきましては、当該保育所を廃止した場合に、新たな保育所をつくっていく必要があるというふうを考えております。新琴似乳児保育園につきましては30名定員の乳児保育園ですが、今の待機児童の状況などを見まして、60名定員の乳幼児併設園の設置者募集が必要だろうというふうを考え、設置者募集を行いました。この結果、ここには1件の応募がありまして、先ほどもちょっと話が出ていましたけれども、施設整備審査会が今月行われまして、その承認を経て、20年度に実施すべき計画ということで進めていきたいと思っております。

それから、2点目の保育所廃止に当たっての説明についてでありますけれども、昨年10月に保護

者説明会を開催いたしまして廃止理由等について説明を行いました。説明会終了後には、全世帯の保護者に対して説明会の概要をまとめて資料として配付いたしまして、早期の情報に心がけてご理解を得られるように努めております。今後におきましても、状況に応じて、随時、説明会を開きながら進めていくこととなります。

説明会における保護者からのご意見、ご要望ということですが、当該保育所を退所した後、希望のところに受け入れてもらえるかどうかというのがほとんどの意見でございまして、希望する保育所に入所が可能なように配慮してもらいたいという意見が大半でございました。これらいただいた要望に対しましては、札幌市としましても、保護者の皆様の入所希望にできるだけ配慮したいというふうに考えており、受け付けをします区の健康・子ども課の方と緊密な連携をとり対応していきたいというふうに考えております。

●**佐藤典子委員** 廃園にする場合、30のものが廃園になるので、30つくればいいのか、60つくればいいのか、その数ではないと思うのですね。通われている子どものお母さん方が安心して預けることができる、それから、そこでの保育の充実がさらに進んでいくようなことがなければ、本当に安心して預けられるような保育所整備にならないと思います。今、丁寧に説明会を行っておられるということですが、その声をしっかり受けとめ、そこで不安感がないようにという配慮はこれからは欠かすことができないと思っておりますので、その点を強く要望しておきたいと思っております。

それからまた、保育所整備に関しても、今、東区の区保育・子育て支援センターができて、大通の乳児保育園が閉鎖、廃園となりました。そして、今度、ここが廃園になりまして、白石の区保育・子育て支援センターができるということを知っております。今後、区保育・子育て支援センターを設立するに当たってこういう問題が

出てくる場合、今のようなことを十分留意していただいて、重ねて保育所整備も行っていただきたいと思っております。

それから、2点目の食物アレルギーの方については、市民ネットワークとしましても、この問題は命にかかわる非常に重要な問題であるということで、早急な対応が必要であるという観点から質問もさせていただいてまいりました。先ほどのやりとりの中でも、除去をしなければならぬ食品の数などによって支援体制を考えていくというようなご答弁がありましたので、本当にニーズに沿った支援を改めてしっかりやっていただきたいと思えます。

個別食ということでもありますので、その点から伺いたいと思えます。

今、北大周辺などでは、留学生の方、また北大に勤務する外国籍の方が保育所に預けている傾向がふえているというふうに伺っております。このため、個別食ということでしたら、食物アレルギーのほかに、宗教上の理由で保育園の方ではアレルギー食と同様に個別食をつくらなければならず、そういうものをつくる上での負担感とか、また配慮もしていかなければならない状況があるというふうに聞いております。

そこで、そういうことで個別食をつくっている保育所の実態は今どういう状況なのかということについて伺いたいと思っております。それからまた、宗教上などの理由で個別食を提供している保育所への補助とか支援について、札幌市としてはどういうふうに考えているのか、伺いたいと思えます。

●櫻井子育て支援部長 宗教上の理由によって個別食を提供している保育所の現状ということでお答えいたします。

これにつきましては、私どもの方も、以前は把握しておりませんが、どんなふうになっているのだろうということで去年の調査で初めて盛り込み、宗教上の個別食の実態を調べてみたところで

あります。この結果、個別食を提供している施設につきましては、18の施設で34人という状況でございました。中身については、ヒンズー教であるとかイスラム教であるということで、羊とか牛とか豚を食べられないという状況でございました。

また、宗教上の理由によって個別食を提供している保育所への補助ということもございますけれども、宗教上の理由によって個別食を提供している子どもにつきましては、保護者からの申し出によって実施しているところでありまして、食物アレルギーを持つ子どもと異なり、医師からの指示があるわけでもなく、また、直接、生命にかかわる緊急性はないだろうと考えております。こういったことから、宗教上の理由によって個別食を提供している場合であっても、このたび検討している新たな補助の対象とは考えていないところであります。

●佐藤典子委員 今実態を伺ったところです。本当に生命に危険がある食物アレルギーを持つ子どもが本当に増加していること、それから、アナフィラキシーショックを起こす食材が以前と比べて何十種類にもなっていることから考えますと、先ほど陳情者の方がおっしゃっていたような調理をする場合の負担感というのは想像を超えていると思います。そういう意味では、ぜひ、こういう状況をしっかり受けとめていただいて、補助制度の確立を強く求めたいと思っております。ぜひお願いします。

最後に、障がいを持つ子どもの受け入れに対する保育所への支援について、改めて伺いたいと思えます。

先ほど宗形委員から補助体制はどうなっているのかという質問がありましたので、重複を避けて伺いたいと思っております。

今、発達障がいなどで早期発見・早期療育ということが言われ、また、子どもの健康診断のときに発達に不安を抱える親御さんがふえているというふうに伺っています。そうしたときに、これは

幼稚園の方ですが、今、1区1園になるということで幼稚園の廃止に向けた説明会が各区で開かれていました。そこで、私もその説明会に行きましたが、やはり、新聞でも報道されていましたが、お母さん方の心配というのは、障がいを持っている子どもが幼稚園でもしっかり教育を受けられるのか、そういう環境をどういうふうに得られるかが大きいのだなということを感じてきました。これは、保育所についても同じではないかなと思っています。

そこで、障がいのある子どもを受け入れる場合、先ほど軽度と重度しかないということで2ランクと伺ったのですが、札幌市としては、今後、補助の対象としてももう少し工夫することができないのかということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

●櫻井子育て支援部長 今のところ、中度、軽度、重度ということで三つに分かれています。そして、中度、軽度については一つのランク、重度についてはもう一つのランクという形になっています。額につきましては先ほどお伝えしたとおりで、2ランクということにはなっていますが、その中で、札幌市の状況ではもうかなり限界だなというところがあります。

これを見直すことが必要なのかどうかということについては、今、私は判断を持っておりませんので、それについては中でも検討してみたいと思っています。

●佐藤典子委員 そういう点も、今度またぜひ伺いたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

そして、今、障がいのある子どもを受け入れている保育所はどういう状況で受け入れているのか、伺いたいと思います。

それから、さまざまな保育を行う上で、ニーズに沿った対応、また一人一人に寄り添った支援ということではさまざまな支援が求められると思うのですが、札幌市では保育所にどういった支援、ま

た指導を行っているのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、先ほども出ましたけれども、保育所のレベルアップというところでは、研修は欠かせないと考えております。障がいのある子どもが安心して過ごすことができるように、保育士の皆さんもいろいろと厳しい労働条件の中で、日々、本当に頑張っておられますけれども、保育の充実に向けて、今後どういった取り組み、また支援を行っていくお考えがあるのか、3点伺います。

●櫻井子育て支援部長 まず、障がいを持つ子どもを受け入れている保育所の現状ということで少しお話をさせていただきます。

札幌市の障がい児保育事業につきましては、現在94カ所、192人を受け入れている状況でありまして、その中では、障がいのある子とない子とともに育つということで、統合保育の効果を上げているというふうにお伺いしております。最近の傾向としては、特に発達障がいを持つ子どもの受け入れが増加傾向にありまして、平成17年度に受け入れた子どもは180名のうちの54名で、大体30%です。また、平成18年度では38%、平成19年度は42%ということで、発達障がいを持つ子どもの受け入れが増加傾向にございます。

次に、障がいを持つ子どもを受け入れている保育所の指導についてお話をさせていただきます。

障がいを持つ子どもを受け入れている保育所には、札幌市におきまして、巡回指導専門員が3名おりますので、各保育所に年間2回をめぐり回れるような形で巡回計画を立て、保育士や保護者に対して助言や指導を行っております。また、要請を受けまして、障がいには認定されていないけれども、保育に不安があると感じる子どもたちへの巡回指導も積極的に応じているところであります。巡回時におきましては、対象児の遊びや生活の様子を十分に観察した上で、子どもの障がい特性、そのかわり方、保育の方法といったことについて、保育士や保護者の相談に応じていると

いう中身であります。聞くところによりますと、保育所の方からは、専門員の話聞くことで対象児の障がい正しく理解できるとか、保育の見直しにつながるとか、具体的な話を聞くことでこれからの方向性を見出していけるといった多くの意見が寄せられているところであります。

それから、3点目の保育の充実についてお答えします。

これまでも、認可保育所における保育士を対象に障がい児保育懇談会というものを開催しております。児童相談所であるとか各区の保健センター、教育指導センターなどの専門機関がありますので、ここと連携していく方法をお互いに学び合ったり、日々の保育の中での困難なケースについて情報交換をするなどして、障がいを持つ子どもへの対応をレベルアップしていこうとしているところであります。

障がい児保育につきましては、それぞれの症状について個別の対応がより必要とされることから、お互いにさまざまな対応を学び合えるように専門機関からの情報提供を積極的に行うとともに、先ほど申しました巡回指導専門員の巡回指導の回数増にも努めて、保育の充実を図ってきたいというふうに考えております。

●佐藤典子委員 障がいのある子どもを受け入れている園への財政的支援ということでは、これからはまたぜひ取り上げさせていただきたいと思っておりますけれども、保育士の皆さんはもとより、親御さん、それから子どもにとって、本当にその場で安心して育っていくことができるような環境整備に向けて、ぜひ巡回指導などの支援の充実を強く求めておきたいと思っております。

最後に、要望であります。保育料のことであります。

これは、市民ネットワークも第3回定例市議会で取り上げさせていただきました。今、村上委員の方から細かいやりとりがありました。平成10年度、1998年度から保育料が据え置きになってい

るというふうに聞いております。しかしながら、本当に灯油の高騰とか、それから、若い方が一生懸命働けども、札幌の経済的な雇用条件とか労働賃金とか、そういうものの改善がなかなか見られず、子どもを育てながら働くのは本当に大変なことだと思っています。そういう中で、1.02という特殊出生率が何とか改善されるためには、女性が働く環境を整備することもあわせて考えていかなければなかなか難しいと思っています。

先ほど2割が保育所を利用して、8割の方はそうではない、そういうことを踏まえて今回見直すというようなご答弁をいただきましたけれども、一生懸命に働きながら子育てをしている家庭への支援ということも、念頭に置いていただいているのですが、ぜひ、もっと意識していただいて慎重に考えていただきたい。できれば本当に値上げをしないでいただきたいと思うのですが、慎重な対応を強く求めておきたいと思っています。子どもを育てながら働く、また、保育所で一生懸命に子どもを育ててお母さん方を支援している、そういう環境が充実するように、これからもさまざまな観点からぜひ前向きに取り組んでいただきたいということを強く求めまして、質問を終わらせていただきます。

●宮本吉人委員 質問というふうに考えていたのですが、余り時間がかかり過ぎていますので、強い指摘と要望を2点だけさせていただいて、終わりたいと思います。

今、皆さん方が言われているアレルギー対策というのは、警察で言えば、事件が発生してから対処しているというふうに僕には見えるのです。今、医療行政も、病気を治すのではなくて、病気にさせないと、メタボリックではないけれども、そういった方に切りかえて対処しているのです。ですから、このアレルギー対策も、なってしまってからではなくて、ならないためにと。ましてや、赤ちゃんは、3歳か4歳ぐらいまで、母親の抗体を持っているときにいろいろなものを改善

すればすぐ改善されやすいというふうに聞いていますので、ぜひそのところを、今もやっているのかもしれないけれども、子どもをアレルギーにさせない対策をもっともっと積極的にやってほしい、やるべきだということを指摘したいと思います。

もう1点は、かねてからずっと言われているのですが、幼保一元化です。これは、本当にお役所の縦割り行政の弊害でこんなふうになっているのですよ。ですから、少なくとも札幌特区ぐらいの気持ちで、札幌方式というようなことで、この一元化に向けてもっともっと積極的にやってほしい。

この二つで終わります。

●谷沢俊一委員長　ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●谷沢俊一委員長　なければ、質疑を終了いたします。

それでは、陳情の取り扱いについてお諮りいたします。

この場合、分割してお諮りいたします。

最初に、陳情第4号の取り扱いについてでございますが、いかがいたしましょうか。

(「採決」と呼ぶ者あり)

●谷沢俊一委員長　採決の声がございます。

陳情第4号は、本日結論を出すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●谷沢俊一委員長　異議なしと認め、陳情第4号は、本日結論を出すことといたします。

次に、陳情第15号の取り扱いについてお諮りいたします。

取り扱いは、いかがいたしますか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

●谷沢俊一委員長　陳情第15号を継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●谷沢俊一委員長　異議なしと認め、陳情第15号は、継続審査と決定いたしました。

それでは、陳情第4号について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●谷沢俊一委員長　なければ、討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

陳情第4号を採択すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●谷沢俊一委員長　ご異議なしと認め、陳情第4号は、採択すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を休憩いたします。

---

休 憩　午後4時18分

再 開　午後4時20分

---

●谷沢俊一委員長　委員会を再開いたしますが、時間も相当経過しておりますので、説明、質疑、答弁等は簡潔にお願いいたしたいと思えます。

それでは、最後に、札幌市民ホール（市民会館代替施設）設置事業の進捗状況についてを議題といたします。

理事者より、説明を受けます。

●加藤生涯学習部長　市民ホールの進捗状況について、それから、予約の受け付けについてご報告させていただきます。

前札幌市民会館の代替施設として設置する札幌市民ホールにつきましては、本年秋の供用開始を目指して準備を進めていたところでございます。

しかし、お手元にお配りいたしました資料に記載しておりますとおり、事業者による設計事務がおくれたことなどにより、事業全体のスケジュールが最長で2カ月程度おくれる可能性もございまして、現在、開館予定日を確定できていない状況

にあります。このため、1年ほど前の受け付けが通例であるホールの予約につきましても、利用受け付けの後に実際にホールを使用できないなど、利用者の皆様にご迷惑とならないよう、一たん、余裕を持たせて12月22日以降分から受け付けし、12月22日より前分は、ホール使用可能日が明確となった時点で改めて受け付けることとし、去る1月18日に予約抽せん会を開催したところでございます。

このことから、早期に市民ホールの利用を予定していた市民の皆様方にはご迷惑をおかけする状況となっておりますので、この場におきまして報告させていただくとともに、おわびをいたします。

また、建設工事の期間といたしまして8カ月半ほど必要とのことでございますが、工期の短縮等を図ることなどにより事業のおくれを取り戻せる可能性もありますので、早期の開館を目指し、最大限努力いたす所存でございます。

なお、市民ホールの管理運営につきましては指定管理者にゆだねる予定でございますが、事業の進捗がおくれていることに伴いまして指定管理者の選定にも影響が出ておりますので、今後、準備が整い次第、議案としてお諮りしたいと考えております。

●谷沢俊一委員長　それでは、質疑を行います。

●長内直也委員　私から、何点か質問したいと思います。

まず、この進捗状況について今報告があつて、この紙にも書いておりますけれども、やはり、責任の所在というのでしょうか、そういったものが明確でないと思うのですよ。といいますのも、例えば、枠で囲んだところに、「当初の目標であった平成20年秋」なんていう書き方をしていますけれども、私は、目標というのは非常に不明確というか、これは、予定と言うとまたちょっと違うかもしれませんが、きっちりとした計画があつて、

それがいろいろな理由でおくれそうだという説明が正しいのではないかと思うので、この辺の考え方が一つです。

あと、おくれた要因を二つ書いておりますけれども、要は、事業主の設計事務がおくれたことと、耐震構造を受けてより厳格な審査というのでしょうか、そうなったということだと思っております。ただ、これは、早くから国交省からも通達があつたりして、建築主にしても、それを進めていく生涯学習部側にも、当然、両方にとって予測された中で、その分、より早くから準備をすとか、そういうことで対応できたはずですよ。

そこで、おくれた責任がどこにあるのか、これについてまずお伺いしたいと思います。

●加藤生涯学習部長　責任の所在を含め、建物がいつできるかなど計画について明確ではない表現ではなかったかということでございます。

ことしの秋ごろに開館することにつきましては、市民会館代替施設を計画いたしまして、どのようなものをつくるかというプロポーザルを受けた段階で、設計期間はおおむねいつごろ、完成するのはいつごろという計画がございました。それに基づいて、10月ころには完成するという計算をし、そういう意味で表現したわけでございますけれども、結果的にそれが最長で2カ月おくれる可能性があるということにつきましては、冒頭、私が述べましたように、設計事務がおくれたことが第1点でございます。この件につきましては、私どもも、再三、事業者、設計事務所に直接、間接に注意を喚起してきたところでございますけれども、協力会社である設計会社の作業のおくれにつきましては、委員の方からもご説明がございましたが、大規模な施設に関する膨大な設計図書、構造計算書の作成、コスト計算、それから建築部材の選定等に予想外の時間を要したという説明を受けているところでございます。さらに、ご意見がございましたけれども、建築基準法の改正に伴う事務の増もございました。

これらから、第一の責任といたしますか、その所在としては事業主体である大和リースという事業者にございますけれども、事業全体の進行管理につきましても、もちろん札幌市が指導する立場でございましたので、当然、これは私どもが果たすべきであり、その責任については痛感しているところでございます。

●長内直也委員 おっしゃるとおりなのかなと認識しますけれども、やはり、私もこれについてはいろいろ意見を申し上げてきたところでありますが、せっかくここまで形として進んできたものですから、当然、予定というか、計画というか、そのとおりにできるようにこれからも努力をしていただきたいというふうにまず思うわけでありませぬ。

そんな中で、幾つか心配するところとして、一つは、当初6年半のリース期間という契約をしているわけですね。それは、例えば2カ月、ひよっとしたらもう少しおくれるような可能性があるのであれば、そういった期間の変更があるのかどうか、あるいは、当初予定されていた6年半後が一つの終着点なのか、期間の考え方についてお知らせいただきたいと思ひます。

それから、いわゆるリース契約というのでしょうか、こういったものを再度契約し直す必要性が生じるのかどうか。

また、おくれるということになると、当然、収入の見込みが変わってくるわけですから、そういったことによって予算が変わってくるのかどうか。

あとは、先ほど申し上げましたけれども、これ以上さらにもっとおくれることがないのかどうか、これについても伺ひたいと思ひます。

●加藤生涯学習部長 6年半のリース期間の変更はあるのかということでございます。

実は、昨年第2回定例市議会におきまして、債務負担行為について議決をいただいているところでございます。これは、札幌市が債務負担行為

として6年半を設定して、それを分割してお金を支払うということについて決定をいただいたということでございますが、事業者である大和リース側とは、具体的なリース契約はこれからでございます。まして、昨年はリース契約を予定した基本的な契約を結んでいる段階でございます。ですから、リース契約はまだ結んでおりませんので、これについての変更は当然あり得ないわけでございます。建設期間についても、まだいつ終わるか、2カ月程度おくれる可能性があるとお話ししましたけれども、供用開始のおくれが確定したということではなく、いろいろな努力をして、頑張つて工期の短縮などでそれを取り戻せる可能性もあるということでございますので、いつ工事が完了するか、建物の引き渡しを受けるかということについては確定できておりませぬ。

ただ、6年半の債務負担行為の枠組みは既に決定されておりますので、それに影響を及ぼすような形で工期が延びたり縮んだりするということであれば、場合によっては議会にお諮りして債務負担行為について議決し直すことがあるかもしれませぬ。

いずれにせよ、今のところは、確定できていない、見通しが立たないという状況でございます。

それから、3番目の収入見込みについてでございますけれども、確かにことしの秋から供用開始し、指定管理者はその料金収入を指定管理費用として見込むということで予定を立てておりました。しかし、実際問題、いつから市民の方にご利用いただけるかという供用の開始日が確定しておりませぬ。ですから、収入あるいは支出の分で事業者といろいろ調整して契約を結ぶ部分がございますけれども、それについての確定的な交渉といひますか、その段階には至っていないということでございます。

●長内直也委員 債務負担行為を設定し直す可能性はあるという部分はわかるのですが、収入見込みが変わってくるのではないかという部分につ

いて、ちょっともう一回お伺いしたい。

それから、さらにおくれる可能性がないのかどうか、これについてもお伺いします。

●加藤生涯学習部長 収入見込みにつきましては、ただいま申し上げましたように、前の市民会館の使用率に基づき、それから、設置条例に基づく使用料金については昨年の第3回定例市議会において議決をいただいておりますので、それを前提としておよその収入の見込みは立てられるわけでございます。ただ、供用開始がいつになり、その月数が幾らになるか、あくまでもそういう段階になって初めて立てられるわけございまして、今は供用開始日がはっきりしていない段階でございますので、最終的に収入の見込みが幾らになるかという確定的な数字を申し上げることはちょっとできないところでございます。

もう一つ、さらにおくれるかどうかということですが、先ほど申し上げましたように、12月22日以降分については、仮受け付けではございますが、既に受け付けを開始いたしております。今、事業者において建築確認申請を行っておりますが、建築確認申請はあくまでも法令に基づいて行われるもので、私どもがいつ終わるかということをお知らせする立場にはございませんけれども、このことに想定される期間が満度にかかったとして、それから着工して必要な工期を見込んだとしても、ことしの12月22日からは間違いなく供用開始できるであろうということでございます。

ですから、12月22日の供用開始がほごになってしまう、できなくなるということは、現在は全く想定していない状況でございます。これ以上おくれることはない、早まることはあっても、おくれることはないという考えを持っております。

●長内直也委員 収入見込みの話について、もうちょっとわかりやすく言うと、例えば、今度、1定で新年度予算が発表されて、それを審議します。そういうときに、例えば20年10月から21年3月までの話で見込むのか、2カ月おくれた中でや

るのか、それで収入も違ってくるわけですね。それは一番安全側で見込むのだと言ってしまえば、それはそれで理解するのですが、その辺の説明をもう一回お願いします。

●加藤生涯学習部長 20年度の当初予算においては、市民ホールの収入については計上しておりません。

と申しますのは、使用料収入については、指定管理者制度を導入するということで、そのある部分は指定管理者側の収入とする利用料金制度を採用することはかねてご説明していると思っておりますけれども、事業者側がその収入の中から幾らを収入にするかということはこれからの交渉事項となっております。その額を確定できないことから計上していないという状況です。それから、後から生じた理由でございますけれども、供用開始の日程も確定していないということで、そういうことから20年度の当初予算には歳入の予算として計上されておられません。

●長内直也委員 言っていることがわからないわけではないのですが、要は、期間が6年半なのか6年4カ月なのかで実際には変わってくるわけじゃないですか、コストも。物をつくるためのお金は変わらなくても、当然、事業者は収入との見合いの中でやるわけですね。そうすると、それはわずかであっても変わってくるんじゃないですかということを私は言っているんですよ。これは、やっぱり相当前の段階でそれを確定していかないと、厳密にはその数字が正しくないということになりますね。私はそれを申し上げているんです。

ここで、終わっておきます。

●佐藤典子委員 私からも、簡潔に質問させていただきます。

今のやりとりの中で私もかなり伺いたい部分があったのですが、丁寧に聞いてくださいました。

そこで、安全面のことですが、それを重視しているから見込みがどうなのかということが出ましたけれども、工期は8カ月半かかるということで



した。ただ、作業をしていく中で工期を短縮することが十分できるのではないかなというお話がありましたけれども、安全面では本当に大丈夫なのかということが1点です。

それから、スケジュールのおくれについて、事業者の設計事務のおくれということが挙げられておりましたけれども、事業者として、この大和で本当に問題はなかったのかということがやっぱり懸念されると思うのです。これまで、ここが指定管理者になるということでお話を伺っているわけですが、そういうところで、果たしてこのままやっていっていいのかどうか、どういうふうにお考えかということをお2点目に伺いたいと思います。

それから、この間、ネーミングライツのことが何回も出ておりますけれども、その販売の予定がこれからどうなっていくのか。

その3点について伺いたいと思います。

●加藤生涯学習部長 安全面ではどうかということですが、スケジュール的な安全面については、今、長内委員にご説明したように、安全を見込んで12月22日から受け付けをしたということになります。

それからもう一つ、建設工事の施工上の安全面でございます。建設工事の短縮を図った上で安全性が確保されるのかということですが、これはもとより当然のことで、本市といたしましても、また事業者といたしましても共通の認識であることには変わりなく、十分に留意をしながら事業を進めたいと考えているところでございます。

それから、工期の短縮ということも申し上げておりますけれども、工夫をしながら、工程のむだがないとか、多くの建設機械を導入するというようなことで工期の短縮を図れないかなど、施工上の工夫についてもいろいろやってまいりますので、そういう意味で安全性の面には直接的な影響はないのではないかと考えております。

それから、この事業者を選定することに問題はなかったのかということになります。

市民ホールの設置事業におきましては、事業者の選定については公募プロポーザルを実施いたしまして、外部の有識者を含めた選定委員会において、応募のあった三つの会社から、経営状況や工事の施工能力などの実績、それから提案内容、価格などを総合的に評価して、最もすぐれた提案としてこの会社を選定したものでございます。また、一部ございましたけれども、指定管理者制度のもとでは、建物を所有しているこの会社に管理運営もゆだねることを想定いたしておきまして、公募プロポーザルの段階から非公募を想定して、これを条件として受け付けてきたという経過がございます。

それから、ネーミングライツについてでございます。

この販売と建設スケジュールとの関係でございますけれども、市民ホールにつきましては、本市の施設として初めてネーミングライツの販売を計画しているところでございます。もちろん、この販売につきましては、価格の検討や、看板など施設名称の見せ方、PR方法といったものについて、現状で可能な範囲で準備を進めているところでございます。確かに建築工事の推移については不透明なところがございますけれども、できる限りのことはやっております。そしてまた、具体的には、審査する組織としては本市内部にそういう委員会を設けたりしているところでありまして、現状としては、施設建設のスケジュールが明確となった時点で、これは間もなくだと思いますが、そのときから速やかに販売を開始できるように遺漏なく準備を進めていきたいと考えているところでございます。

●佐藤典子委員 市民にとっては、本当に安全・安心な建物をということが大きな願いでもあるし、ぜひそういうことで工事を進めていただきたいと思っております。

今、複合施設について検討会議と円卓会議が開かれ、いろいろな方の意見がそこに盛り込まれて議論が進んでおります。その中でも、やっぱり市民ホールについて、どういう役割分担をするのかというような話がいろいろ出ている中で、やっぱり、市民にとってわかりやすい情報提供もあわせてぜひ行っていただきたいというふうに思っております。また改めて質問させていただきたいと思っておりますけれども、そういう説明責任はしっかり果たしていただきたいと思っております。

●谷沢俊一委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●谷沢俊一委員長　なければ、質疑を終了いたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

---

閉　会　午後４時４０分